

# キューバの政治・経済概況と ビジネス機会

2016年8月

日本貿易振興機構 (JETRO)

海外調査部米州課

### 【免責条項】

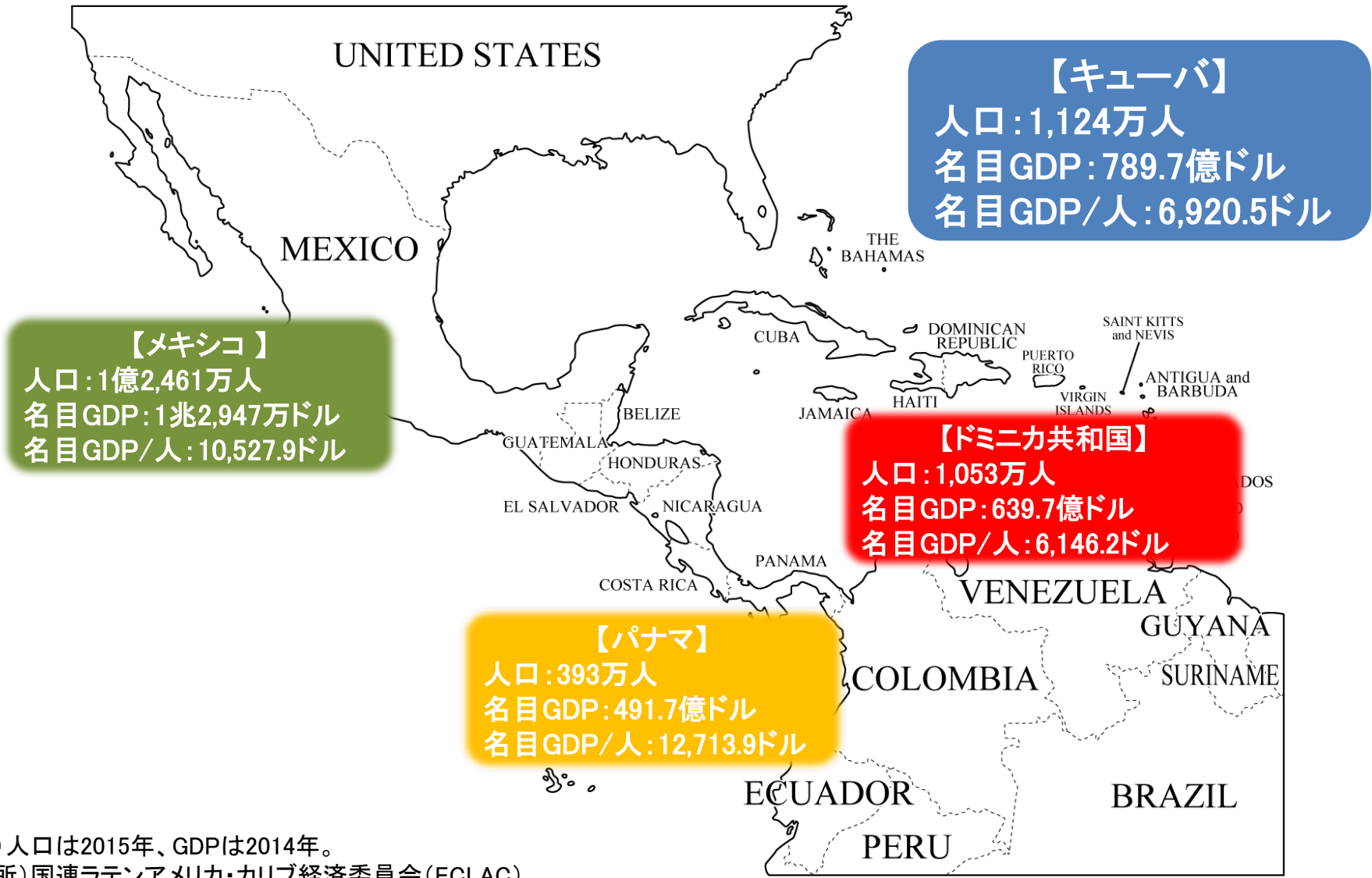
本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

# 目次

はじめに	4
I. 政治体制	7
II. 社会	12
III. 経済	19
IV. 日本とキューバの経済関係	28
V. 経済改革	36
VI. 米国・キューバ関係	49
VII. ビジネス機会	59

# はじめに- キューバ:地理・人口・経済規模



(注)人口は2015年、GDPは2014年。  
 (出所)国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)

## はじめにー キューバ: 基本情報

## 基本情報

首都	ハバナ
人口	1,124万人(2014年、国家統計局)*ハバナ212万人 *横浜市372万人
面積	109,884平方キロメートル(本州の約半分)
気候	亜熱帯性海洋
宗教	原則として自由
言語	スペイン語
人種	ヨーロッパ系25%、混血50%、アフリカ系25%
識字率	99.8%(2012年、UNICEF)
治安	人口10万人当たり殺人件数:4.2件(2012年、UNODC)
医師数	6.7人(千人当たり、2010年、世界銀行)
病床数	5.3病床(千人当たり、2012年、世界銀行)
乳幼児死亡率	4.1人(千人当たり、2014年、世界銀行)
出生率	1.5人(2013年、世界銀行)
平均寿命	79.2歳(2013年、世界銀行)

(出所) 外務省ウェブサイト等

# はじめにー キューバ:歴史

- 植民地時代(スペイン統治) 15~19世紀、独立
  - 1898年 米西戦争終結
  - 1901年 プラット修正条項(キューバ憲法に米国の干渉権を追加)
  - 1902年5月 →スペインから独立。米国の保護領化。
- 米国の干渉
  - 1903年2月 グァンタナモ基地の永久租借
  - 砂糖資本を中心とする米資本の進出
  - 1933~58年 バティスタ大統領による独裁(親米政権)
- キューバ革命
  - 1953年7月26日 モンカダ兵舎襲撃事件 → 失敗
  - 1956年 グランマ号キューバ上陸 → ゲリラ戦開始
  - 1959年1月1日 キューバ革命成功
- 社会主義への移行
  - 1960年 ソ連と国交樹立
  - 1961年1月 米国と国交を断絶
  - 1961年4月 社会主義革命宣言→社会主義選択を宣言
  - 1961年4月 ピッグス湾上陸作戦(亡命キューバ人とCIA)
  - 1962年10月 キューバ危機(ソ連のミサイル配備)
  - 1972年 コメコン加盟
  - 1976年 ソ連型国家機構を採用
- 冷戦終了後
  - 1991年 ソ連崩壊
  - 2015年 米国と国交回復

# I - 政治体制

# I - 政治体制: 基本情報

## 基本情報

政体 共和制(社会主義)

国家元首 ラウル・カストロ・ルス国家評議会議長(閣僚評議会議長兼任)

統治機構 統治機構は、立法機関であり国権の最高機関たる「人民権力全国議会」とそれによって選出される31名の集団指導機関「国家評議会」、行政府たる「閣僚評議会」、司法機関たる「人民最高裁判所」から構成。

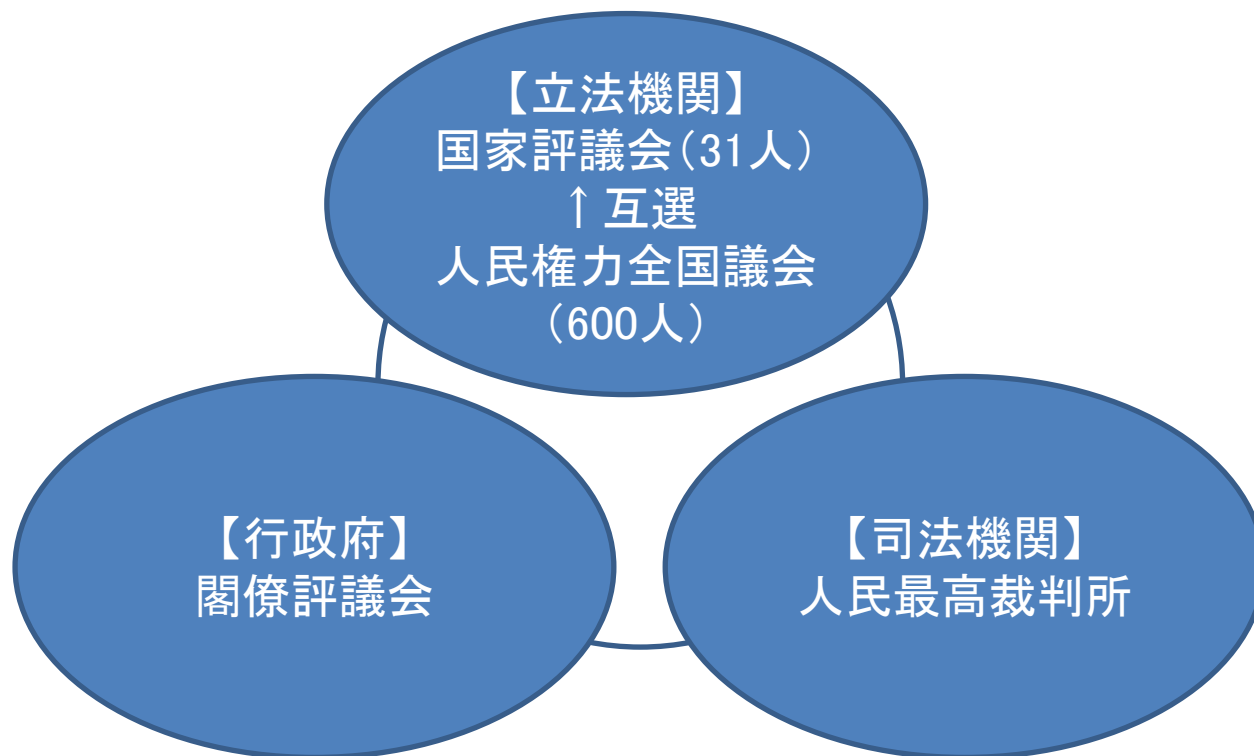
政党 キューバ共産党(Partido Comunista de Cuba)

国会 一院制(人民権力全国議会、約600名)、任期5年。定数はなく人口により変動。



# I - 政治体制: キューバの統治機構

- ラウル・カストロ氏は、国家評議会議長、閣僚評議会議長を兼任。
- 5年に1度開催される共産党大会の指針に沿って人民権力全国会議が立法、閣僚評議会が行政、人民最高裁判所が司法を担当。
- 国家評議会は人民権力会議の招集、法案の提出、条約の批准、廃棄を行い、人民権力全国会議の閉会中はその機能を代行する。



# I - 政治体制：最高指導勢力・キューバ共産党

- キューバ共産党が社会、国家の最高指導勢力(憲法第5条)。
- キューバは決して資本主義には戻らない(憲法第3条)。
- 憲法第3条は改正できない(憲法第137条)。
- 共産党中央委員会政治局トップは革命軍出身者が多数。いずれも高齡。

共産党中央委員会政治局メンバー(2016年4月19日選出)

役職	共産党 序列	氏名	年齢	公職
第1書記	1	ラウル・カストロ・ルス	85	国家評議会議長、閣僚評議会議長
第2書記	2	ホセ・ラモン・マチャド・ベントウーラ	85	閣僚評議会副議長、国家評議会副議長
	3	ミゲル・マリオ・ディアス・カネル・ベルムーデス	56	国家評議会第1副議長、閣僚評議会第1副議長
	4	エステバン・ラソ・エルナンデス	72	人民権力全国議会議長
	5	ラミロ・バルデス・メネンデス	84	国家評議会副議長、閣僚評議会副議長
	6	サルバドール・バルデス・メサ	71	国家評議会副議長
	7	レオポルド・シントラ・フリラス	74	革命軍事大臣、国家評議会メンバー
	8	ブルーノ・エドゥアルド・ロドリゲス・パリージャ	58	外務大臣、国家評議会メンバー
	9	マリーノ・ムリージョ・ホルヘ	55	閣僚評議会副議長、国家評議会メンバー
	10	ラサラ・メルセデス・ロペス・アセア	51	共産党ハバナ支部第1書記、国家評議会副議長
	11	アルバロ・ロペス・ミエラ	72	革命軍事第1次官、国家評議会メンバー
	12	ラモン・エスピノサ・マルティン	77	革命軍事次官
新	13	ウリセス・ギラルテ・デ・ナシミアント	51	キューバ労働組合連合事務局長、国家評議会メンバー
新	14	ロベルト・モラレス・オヘダ	49	保健大臣
新	15	ミリアム・ニカド・ガルシア	56	情報科学大学学長、国家評議会メンバー
新	16	テレサ・アマレジエ・ボウエ	52	キューバ女性連盟事務局長、国家評議会メンバー
新	17	マルタ・アジャラ・アビラ	n.a.	キューバ遺伝子工学・バイオテクノロジーセンター副所長

(出所) グランマ紙

# I - 政治体制：閣僚評議会メンバー

## 執行委員会

役職	氏名	年齢
議長	ラウル・カストロ・ルス	85
第一副議長	ミゲル・マリオ・ディアス・カネル・ベルムーデス	56
副議長	ラミロ・バルデス・メネンデス	84
	マリーノ・アルベルト・ムリージョ・ホルヘ	55
	リカルド・カブリス・ルイス	79
	ウリセス・ロサレス・デル・トロ	74
執行委員会書記	ホセ・ラモン・マチャド・ベントウーラ	85
	ホセ・アマド・リカルド・ゲーラ	N.A.

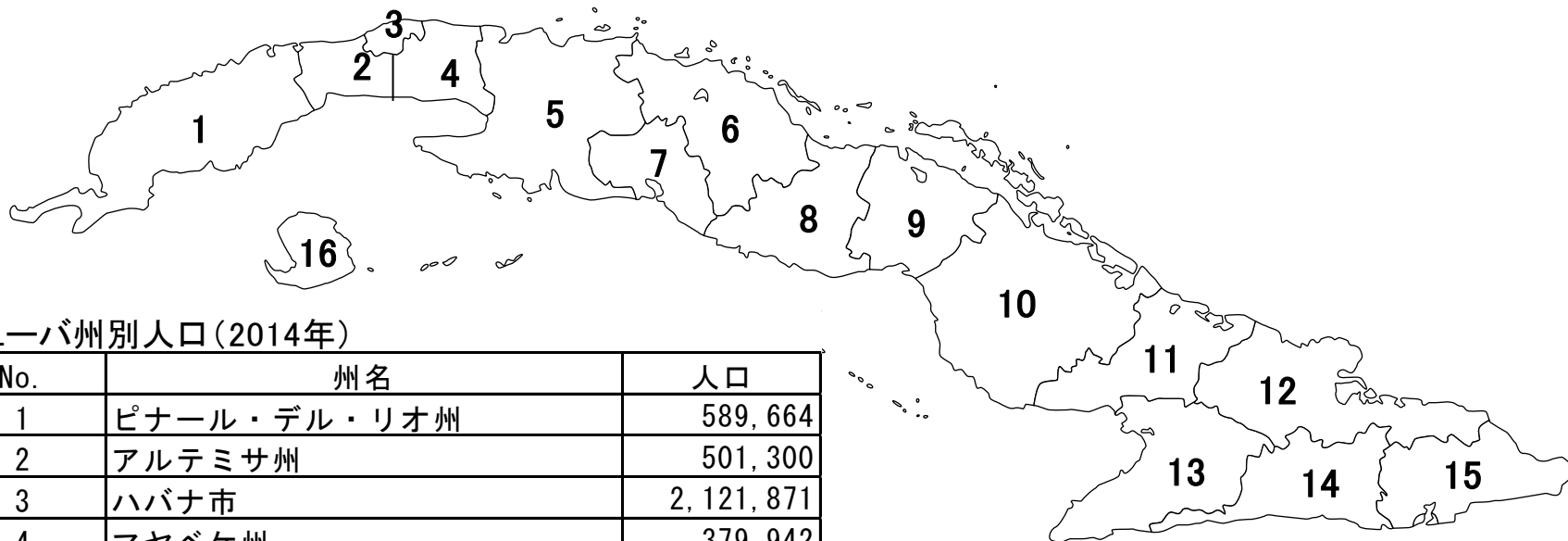
## 閣僚

役職	氏名	年齢
経済企画大臣	リカルド・カブリス・ルイス	79
内務大臣	カルロス・フェルナンデス・ゴンディン	78
革命軍事大臣	レオポルド・シントラ・フリアス	74
外務大臣	ブルーノ・エドゥアルド・ロドリゲス・パリージャ	58
外国貿易・外国投資大臣	ロドリゴ・マルミエルカ・ディアス	59
科学技術環境大臣	エルバ・ロサ・ベレス・モントーヤ	55
高等教育大臣	ホセ・サボリード・ロイディ	n.a.
財政価格大臣	リナ・オリンダ・ペドラサ・ロドリゲス	60
食料産業大臣	マリア・デル・カルメン・コンセプション・ゴンザレス	58
保健大臣	ロベルト・モラレス・オヘダ	49
農業大臣	グスタボ・ロドリゲス・ロジェロ	53
建設大臣	レネ・メサ・ビジャファーニャ	58
法務大臣	マリア・エステル・レウス・ゴンサレス	54
教育大臣	エナ・エルサ・ベラスケス・コビエジャ	60
労働社会保障大臣	マルガリータ・マルレーン・ゴンザレス・フェルナンデス	51
国内流通大臣	マリー・ブランカ・オルテガ・バレド	53
文化大臣	アベル・プリエト・ヒメネス	65
情報通信大臣	マイミール・メサ・ラモス	53
産業大臣	サルバドル・パルド・クルス	68
運輸大臣	アデル・イスキエルド・ロドリゲス	71
観光大臣	マヌエル・マレーロ・クルス	52
エネルギー鉱業大臣	アルフレッド・ロペス・バルデス	71
中央銀行総裁	エルネスト・メディナ・ビジャヴェイラン	60
スポーツレクリエーション庁長官	アントニオ・エドゥアルド・ベカリ・ガリド	51
キューバ国営ラジオ・テレビ協会総裁	ダニーロ・シリョ・ロペス	65
水資源庁長官	イネス・マリア・チャップマン・ウォー	50

(出所)キューバ国会ウェブサイト

## Ⅱ - 社会

## Ⅱ－社会：人口～ハバナに集中～



キューバ州別人口(2014年)

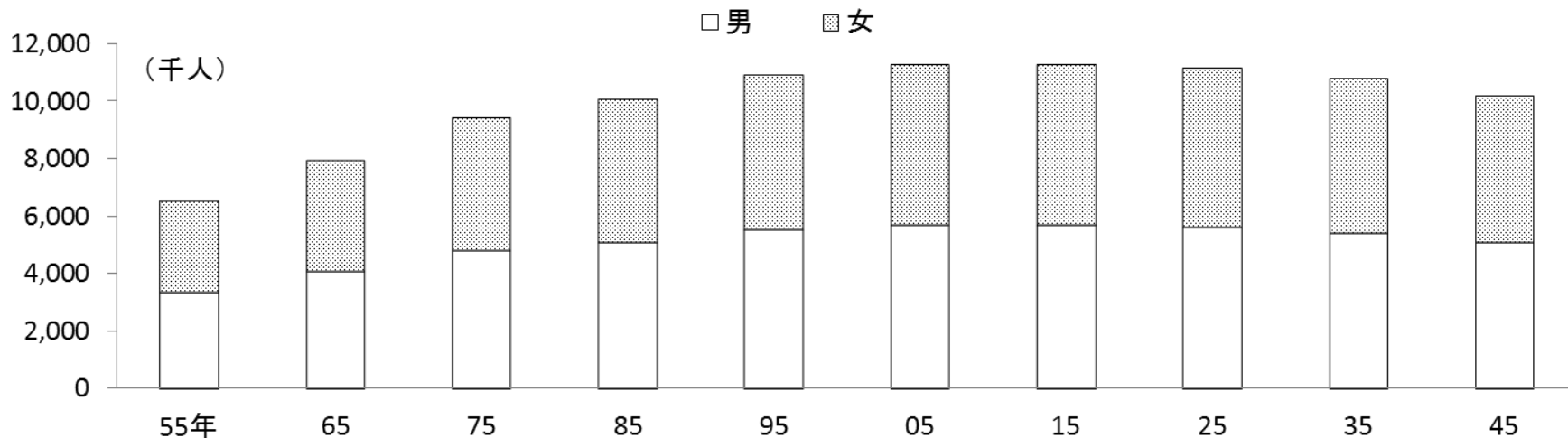
No.	州名	人口
1	ピナール・デル・リオ州	589,664
2	アルテミサ州	501,300
3	ハバナ市	2,121,871
4	マヤベケ州	379,942
5	マタンサス州	702,477
6	ビジャ・クララ州	792,408
7	シエンフエーゴス州	406,911
8	サンクティ・スピリトゥス州	466,431
9	シエゴ・デ・アビラ州	431,048
10	カマグエイ州	774,766
11	ラス・トゥーナス州	536,812
12	オルギン州	1,038,739
13	グランマ州	837,351
14	サンティアゴ・デ・クーバ州	1,057,402
15	グアンタナモ州	516,302
16	青年の島	84,893

(出所) 国家統計局

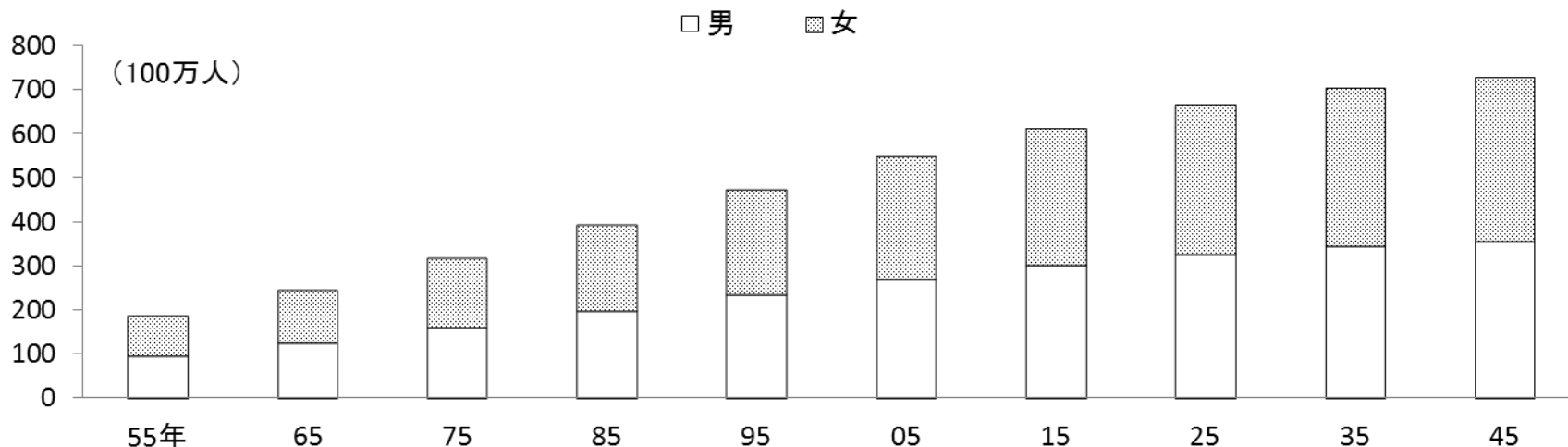
## Ⅱ－社会：人口～すでにピークアウト～

➤ 人口が増え続ける中南米全体の傾向と異なる動き。

キューバの人口の推移と見通し



中南米の人口の推移と見通し



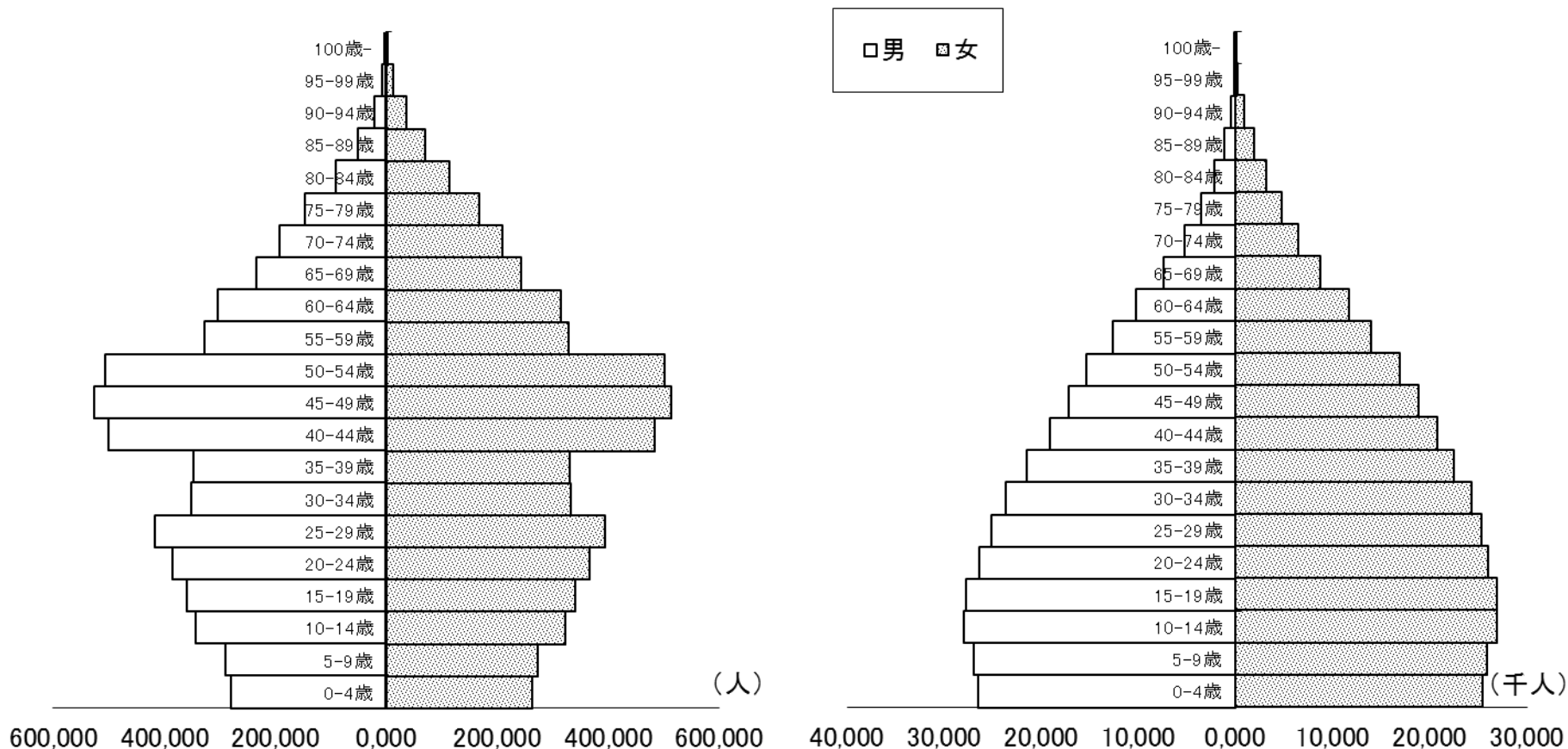
(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会

## Ⅱ－社会：人口～いびつな形の人口ピラミッド～

➤ 若年層が少ない、先進国のような人口構成。

キューバの年齢階層別人口構成(2015年)

中南米の年齢階層別人口構成(2015年)

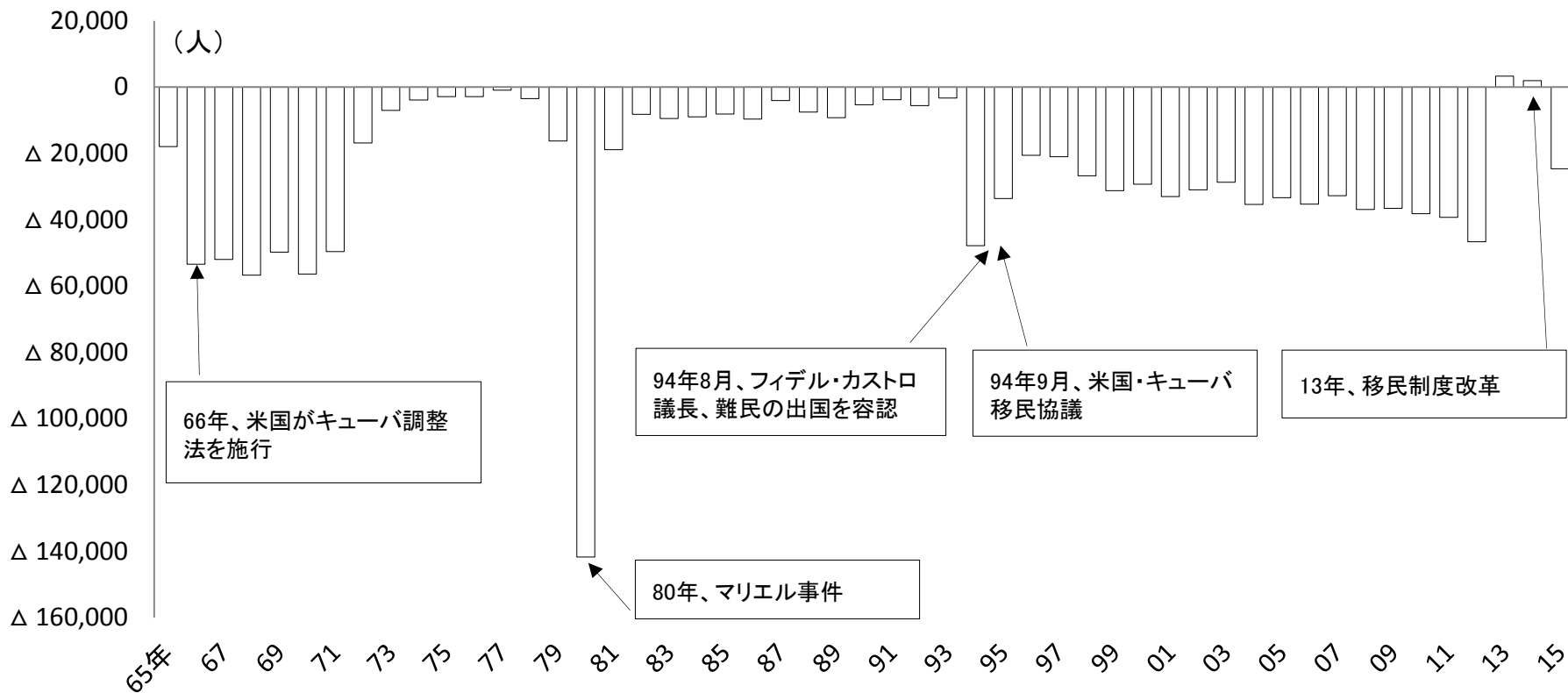


(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会

## Ⅱ－社会：移民～いびつな人口構成～

➤ いびつな人口構成の背景に大量の海外への移民。

移住者数の推移



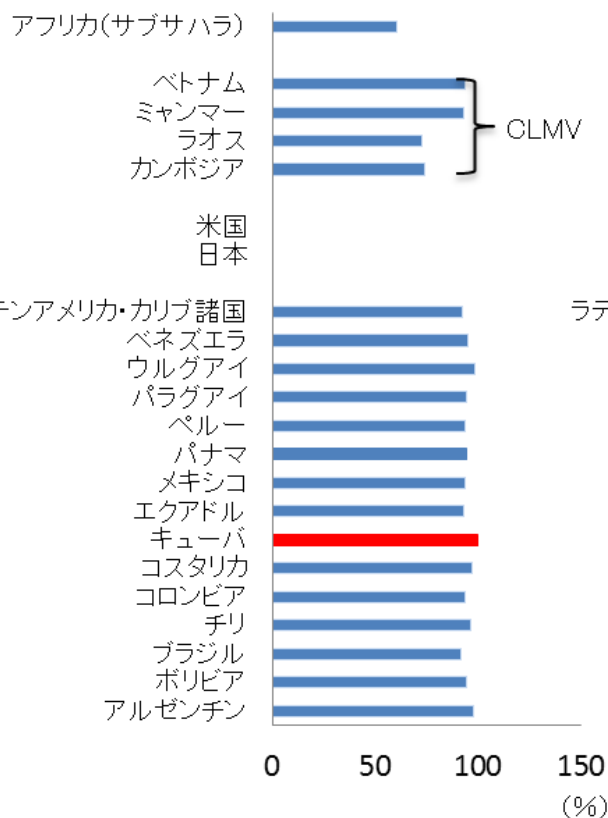
(出所) 国家統計局



## Ⅱ - 社会：高い教育水準

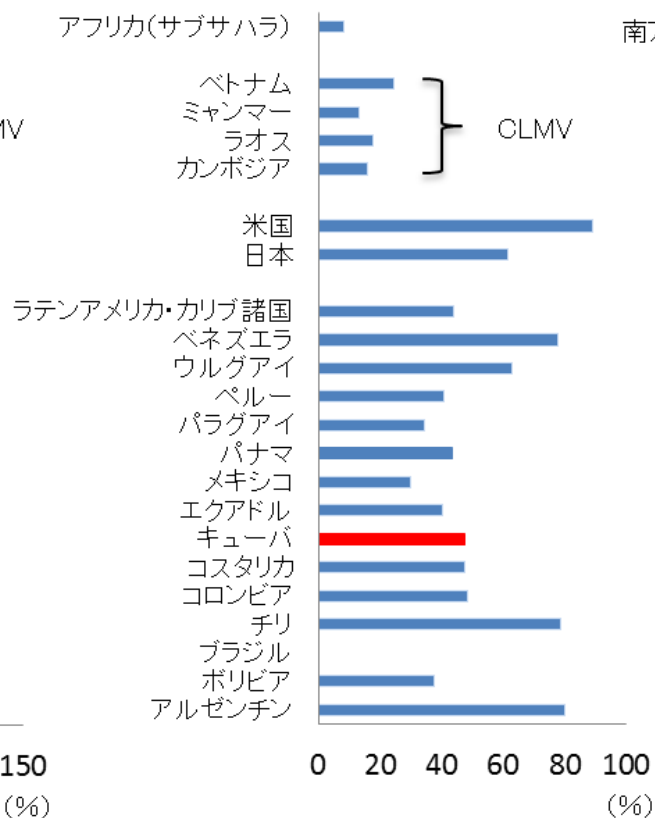
- 識字率は99.8%（2012年）。第3期教育総就学率も高い。
- 中南米諸国の中では良好な治安も特徴。

識字率



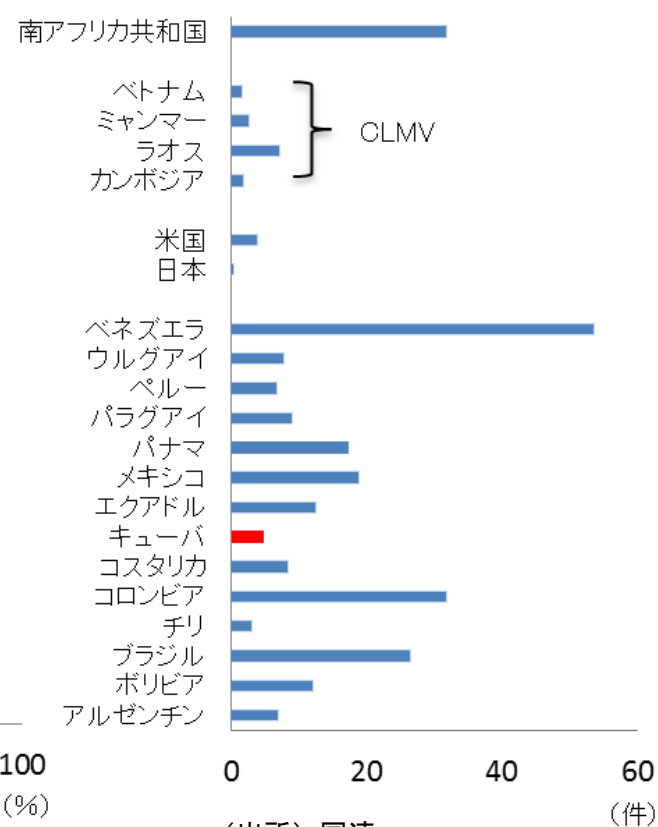
(出所) 世界銀行

第3期教育総就学率



(出所) 世界銀行

10万人当たり殺人件数

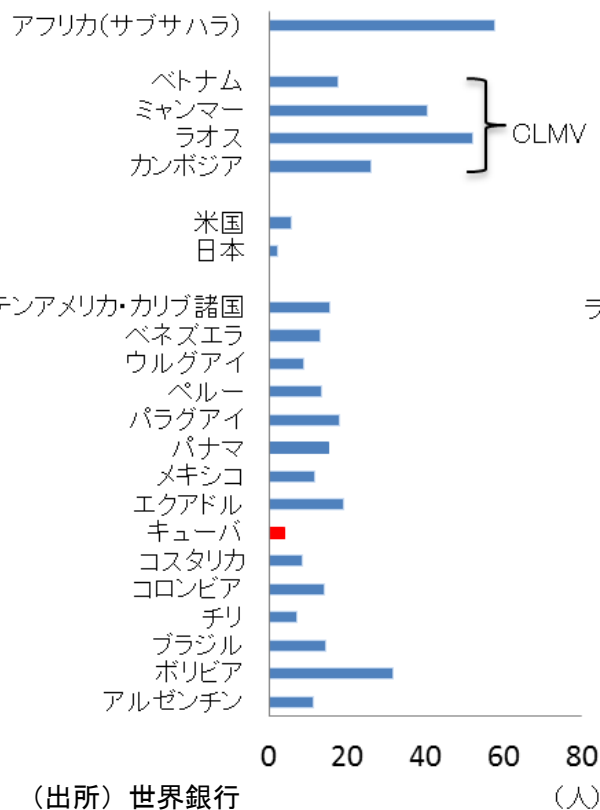


(出所) 国連

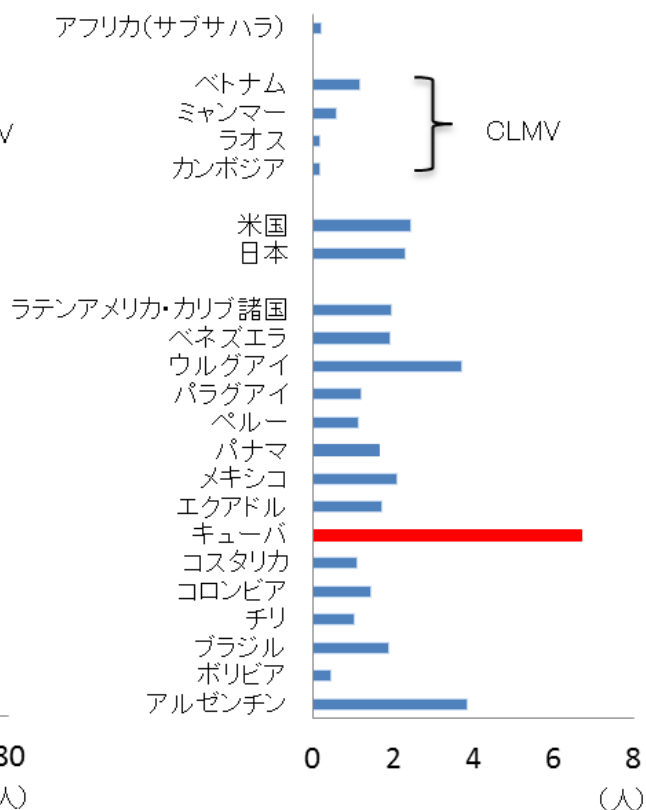
## Ⅱ - 社会：高い医療水準

- 医療水準が高く、バイオテクノロジー、製薬業に強みがある。
- 革命後、健康・福祉に注力。医療は無料。
- キューバの外貨収入を支えるのは、ベネズエラなどへの医師の派遣（サービス輸出）

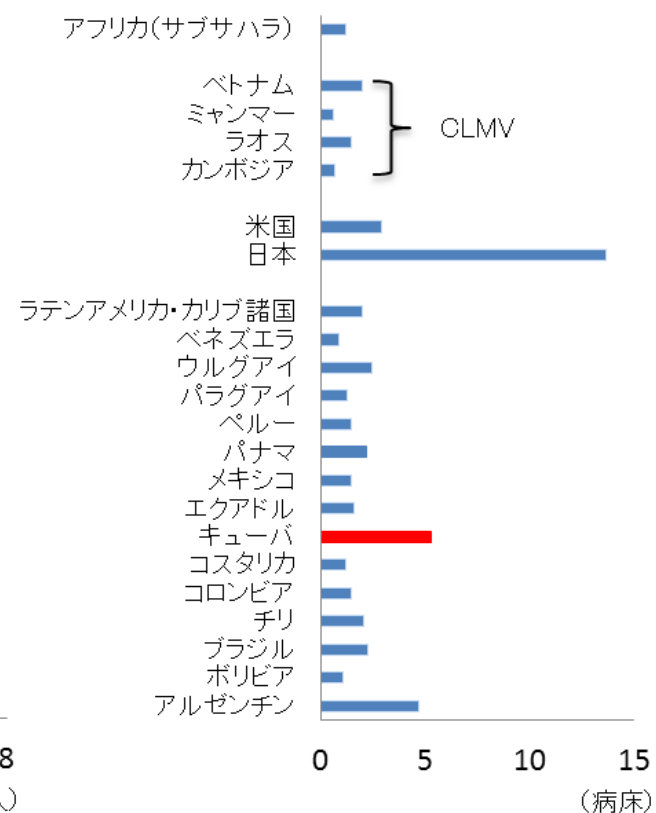
千人当たり乳幼児死亡率(2014年)



千人当たり医師数



千人当たり病床数



# Ⅲ－經濟

# Ⅲ- 経済: 基本情報

## 経済基本情報

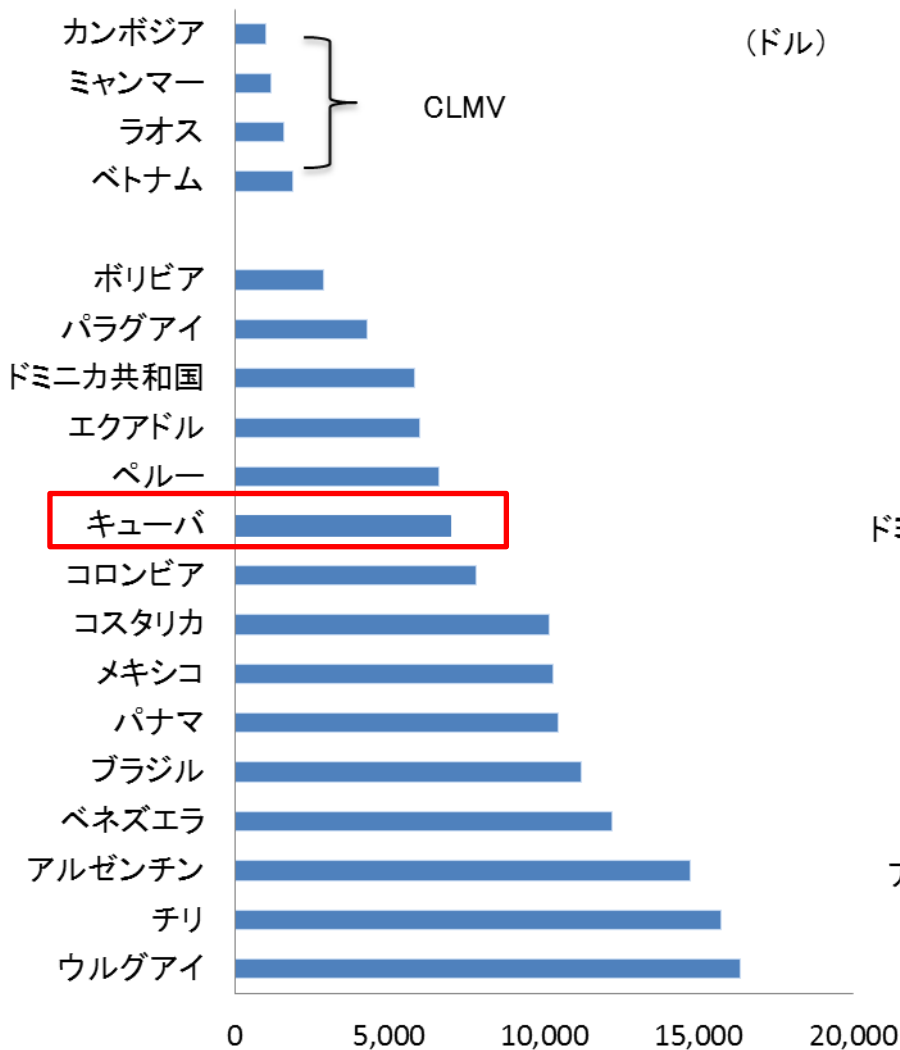
名目GDP	789.7億ドル(2014年・国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会)
1人当たり 名目GDP	6,920.5ドル(2014年・国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会)
主要産業	観光業、農林水産業(砂糖、タバコ、魚介類)、鉱業(ニッケル等)、医療・バイオ産業
主要 貿易品目	輸出: 鉱産物(ニッケル等)、医療品、タバコ、砂糖、魚介類 輸入: 燃料類、機械・輸送機械、食料品
主要 貿易相手国	輸出: ベネズエラ、カナダ、オランダ、中国、スペイン、パナマ 輸入: ベネズエラ、中国、蘭領アンティル、スペイン、ブラジル、メキシコ
通貨	二重通貨制度 キューバペソ(CUP)、兌換ペソ(CUC) (1CUC=1ドル=24CUP) ※ただし政府、国営企業は1CUP=1CUC

(出所) 外務省ウェブサイト等

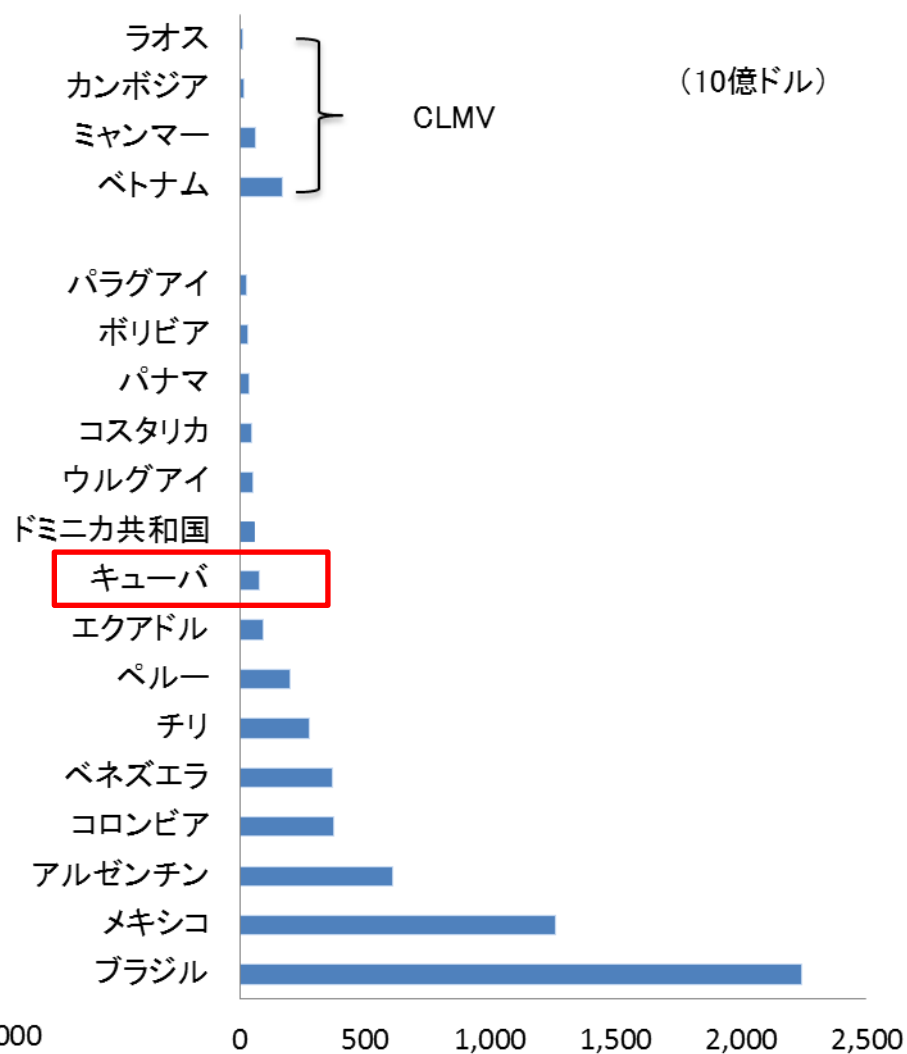
### Ⅲ- 経済：実質GDP～中南米第9位の経済規模？～

➤ 二重通貨制度により経済規模を正確に計測できていない可能性。

中南米諸国の1人当たり名目GDP(2013年)



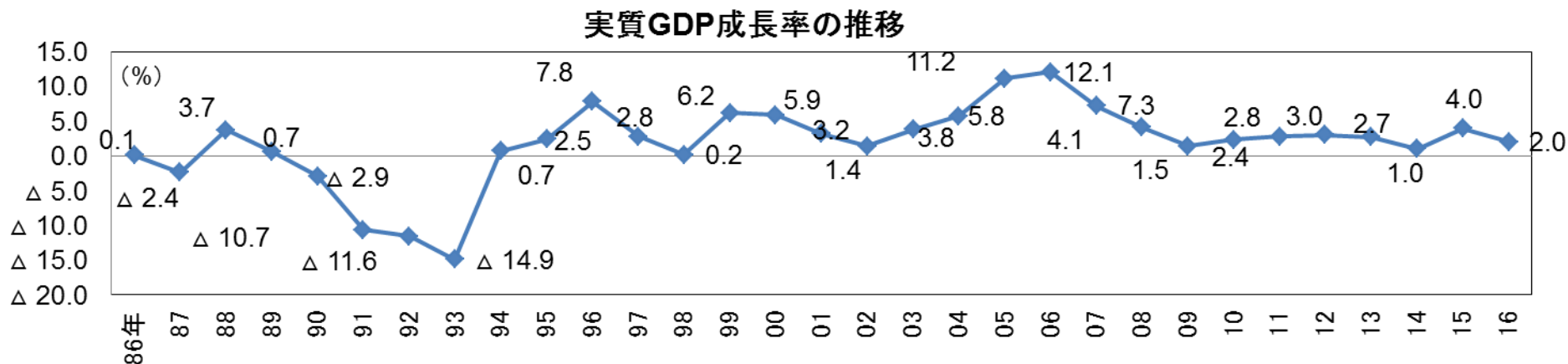
中南米諸国の名目GDP(2013年)



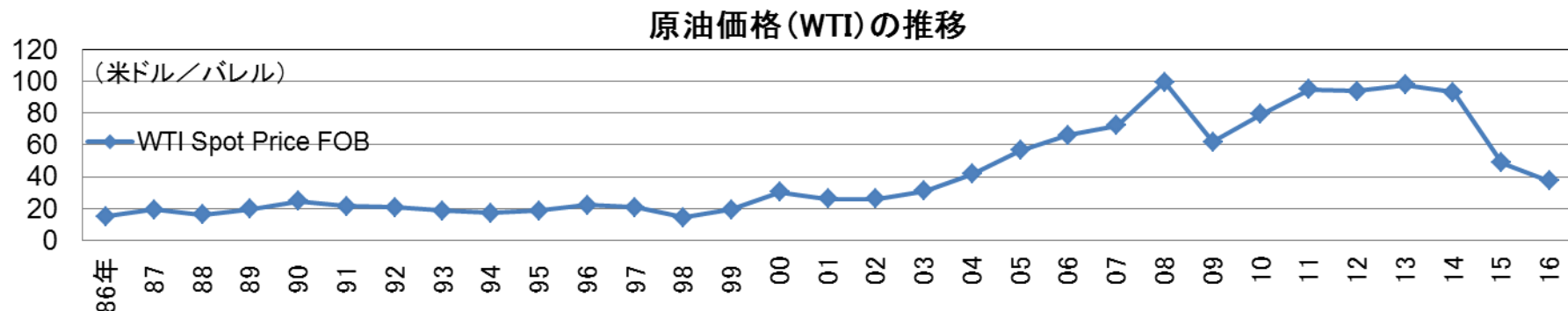
(出所) 国連「National Accounts Main Aggregates Database」

### Ⅲ- 経済：実質GDP～ソ連、ベネズエラへの依存～

- ソ連が崩壊すると、キューバの経済は急速に悪化。長期間低迷した。
- 反米的なベネズエラのチャベス前大統領の登場でベネズエラ依存に。
- ベネズエラ経済は原油価格の下落により苦境に。
- 1960年から続く米国の経済封鎖が重石に。



(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)



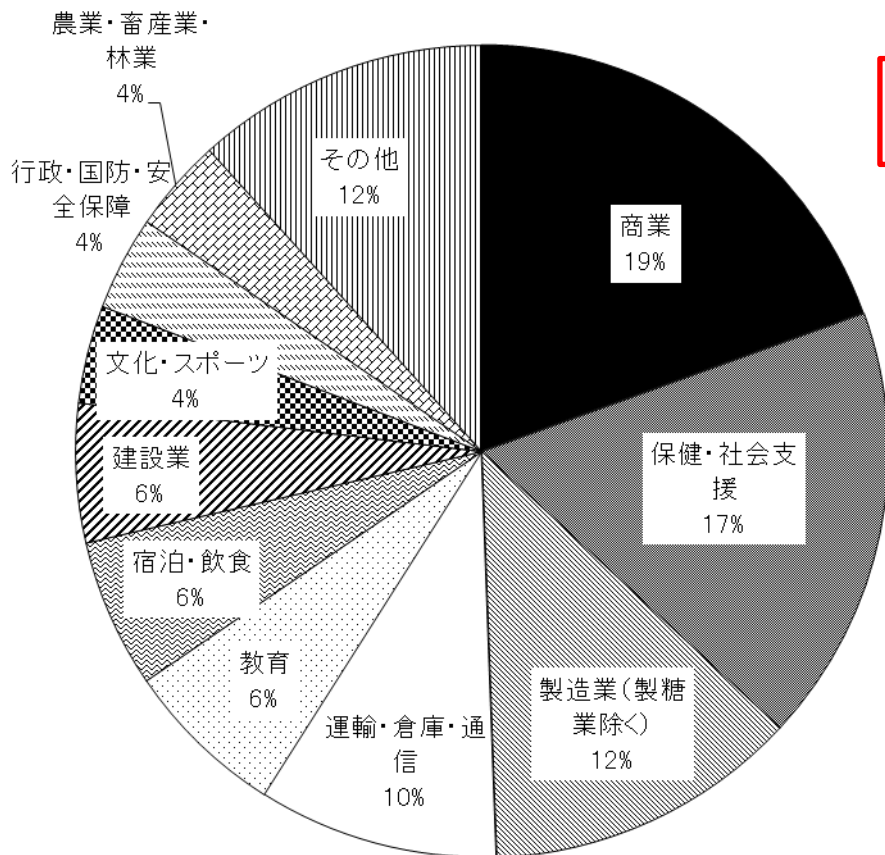
(注) 2016年は3月時点

(出所) 米エネルギー情報局 (EIA)

### Ⅲ- 経済：実質GDP～社会保障、政府消費が大きい～

- 国内総支出に占める財・サービス輸出の比率が大きく、外需に左右される経済構造。一見大きい内需を支えるのも家族送金。

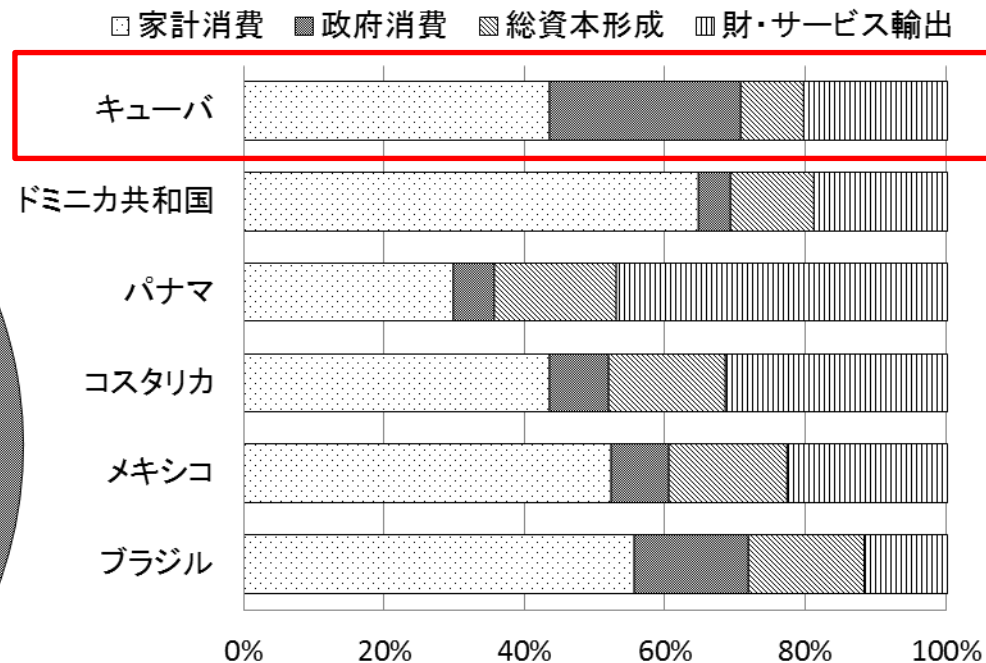
実質GDPの経済活動別構成比(2014年)



(注)基準年は1997年

(出所)国家統計局

実質国内総支出の項目別構成比(2013年)



(出所) 国連「National Accounts Main Aggregates Database」

# Ⅲ- 経済：貿易～主要貿易相手国～

(単位：1,000ペソ、%、ポイント)

	輸入					輸出				
	2013年	2014年				2013年	2014年			
		金額	構成比	伸び率	寄与度		金額	構成比	伸び率	寄与度
<b>合計</b>	<b>14,706,618</b>	<b>13,036,844</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 11.4</b>	<b>△ 11.4</b>	<b>5,283,142</b>	<b>4,857,470</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 8.1</b>	<b>△ 8.1</b>
<b>欧州</b>	<b>3,365,364</b>	<b>2,869,785</b>	<b>22.0</b>	<b>△ 14.7</b>	<b>△ 3.4</b>	<b>1,290,523</b>	<b>1,245,820</b>	<b>25.6</b>	<b>△ 3.5</b>	<b>△ 0.8</b>
ドイツ	343,955	322,852	2.5	△ 6.1	△ 0.1	81,312	55,268	1.1	△ 32.0	△ 0.5
スペイン	1,226,735	1,025,134	7.9	△ 16.4	△ 1.4	171,026	140,539	2.9	△ 17.8	△ 0.6
ロシア	183,238	137,610	1.1	△ 24.9	△ 0.3	19,936	55,716	1.1	179.5	0.7
フランス	411,529	277,428	2.1	△ 32.6	△ 0.9	43,138	61,312	1.3	42.1	0.3
オランダ	87,174	107,444	0.8	23.3	0.1	456,728	468,070	9.6	2.5	0.2
イタリア	460,304	391,624	3.0	△ 14.9	△ 0.5	55,775	29,074	0.6	△ 47.9	△ 0.5
<b>アジア・中東</b>	<b>2,126,619</b>	<b>1,928,090</b>	<b>14.8</b>	<b>△ 9.3</b>	<b>△ 1.3</b>	<b>637,026</b>	<b>518,128</b>	<b>10.7</b>	<b>△ 18.7</b>	<b>△ 2.3</b>
中国	1,533,699	1,334,219	10.2	△ 13.0	△ 1.4	343,590	301,701	6.2	△ 12.2	△ 0.8
韓国	97,781	88,250	0.7	△ 9.7	△ 0.1	9,475	14,904	0.3	57.3	0.1
日本	71,399	72,604	0.6	1.7	0.0	12,866	6,809	0.1	△ 47.1	△ 0.1
ベトナム	187,588	241,931	1.9	29.0	0.4	26,496	27,463	0.6	3.6	0.0
<b>アフリカ</b>	<b>355,557</b>	<b>307,420</b>	<b>2.4</b>	<b>△ 13.5</b>	<b>△ 0.3</b>	<b>76,068</b>	<b>185,538</b>	<b>3.8</b>	<b>143.9</b>	<b>2.1</b>
アルジェリア	307,606	292,271	2.2	△ 5.0	△ 0.1	2,040	2,423	0.0	18.8	0.0
<b>米州</b>	<b>8,815,119</b>	<b>7,856,614</b>	<b>60.3</b>	<b>△ 10.9</b>	<b>△ 6.5</b>	<b>3,275,613</b>	<b>2,904,729</b>	<b>59.8</b>	<b>△ 11.3</b>	<b>△ 7.0</b>
蘭領アンティル	1,240,542	94,143	0.7	△ 92.4	△ 7.8	108,129	76,026	1.6	△ 29.7	△ 0.6
アルゼンチン	370,520	335,752	2.6	△ 9.4	△ 0.2	16,587	21,650	0.4	30.5	0.1
ブラジル	614,185	587,274	4.5	△ 4.4	△ 0.2	80,635	63,462	1.3	△ 21.3	△ 0.3
カナダ	450,646	408,346	3.1	△ 9.4	△ 0.3	462,340	524,877	10.8	13.5	1.2
米国	401,810	389,320	3.0	△ 3.1	△ 0.1	161	542	0.0	236.6	0.0
メキシコ	507,652	442,812	3.4	△ 12.8	△ 0.4	22,228	16,216	0.3	△ 27.0	△ 0.1
ベネズエラ	4,801,749	5,188,779	39.8	8.1	2.6	2,265,550	2,069,529	42.6	△ 8.7	△ 3.7
<b>オセアニア</b>	<b>43,959</b>	<b>74,935</b>	<b>0.6</b>	<b>70.5</b>	<b>0.2</b>	<b>3,912</b>	<b>3,255</b>	<b>0.1</b>	<b>△ 16.8</b>	<b>△ 0.0</b>
ニュージーランド	39,003	69,330	0.5	77.8	0.2	386	360	0.0	△ 6.7	△ 0.0

(出所) 国家統計局



### Ⅲ- 経済:キューバの経済システム

- キューバは社会主義経済国家。
- 計画経済に基づき需要と供給は市場ではなく政府が決定する。
- 国際金融市場から資金・資本は自由に入ってこない。
  - 経常収支赤字を拡大できない(国際収支の天井)。
  - 原則、輸出の範囲でしか輸入できない。
  
- ビジネスの相手は政府と国営企業。
- 官需がメインで民需は小さい。
  - 国が予算の範囲内で外国から買い物をする。
  - 国内需要分をまとめて発注するので、1案件の規模は大きい。
- 外資は補完的なもの。

## Ⅲ- 経済: キューバの企業組織体系 (国営企業)

### ➤ 公的企業 (Empresas)

公社 (Empresas Estatales)

企業連合 (Uniones de Empresas)

企業グループ (Grupos Empresariales)

公的経済機関 (Organizaciones Económicas Estatales: OEE)

独立採算性を採用

### ➤ 全額キューバ資本商事会社 (Sociedad Mercantil de Capital Cien por ciento Cubano)

商社、流通、ホテル運営、不動産仲介、コンサル会社など

### ➤ 公団 (Las Unidades Prespuestadas)

政府直轄で、事業資金も全額政府から補助を受ける団体

### ➤ 協同組合 (Cooperativas)

- 共同生産基礎単位 (Unidad Básica de Producción Cooperativa: UBPC)

国有農地を使って農業牧畜業を行う協同組合

- 農業生産協同組合 (Cooperativas de Producción Agropecuaria: CPA)

小規模農家で構成される協同組合

- 与信・サービス協同組合 (Cooperativas Créditos y Servicios: CCS)

小規模農家の生産性向上、販売促進を目的とした技術支援、金融支援を行うための協同組合

- 非農業分野協同組合 (Cooperativas No Agropecuarias: CNoA)

2012年政令305号等で規定された新たな形態。

最低3人の共同出資者により組合を設立し、農牧分野以外での経済活動の実施が可能となった。

# Ⅲ- 経済:キューバの企業組織体系

## 形態別・分野別公社・協同組合数(2015年)

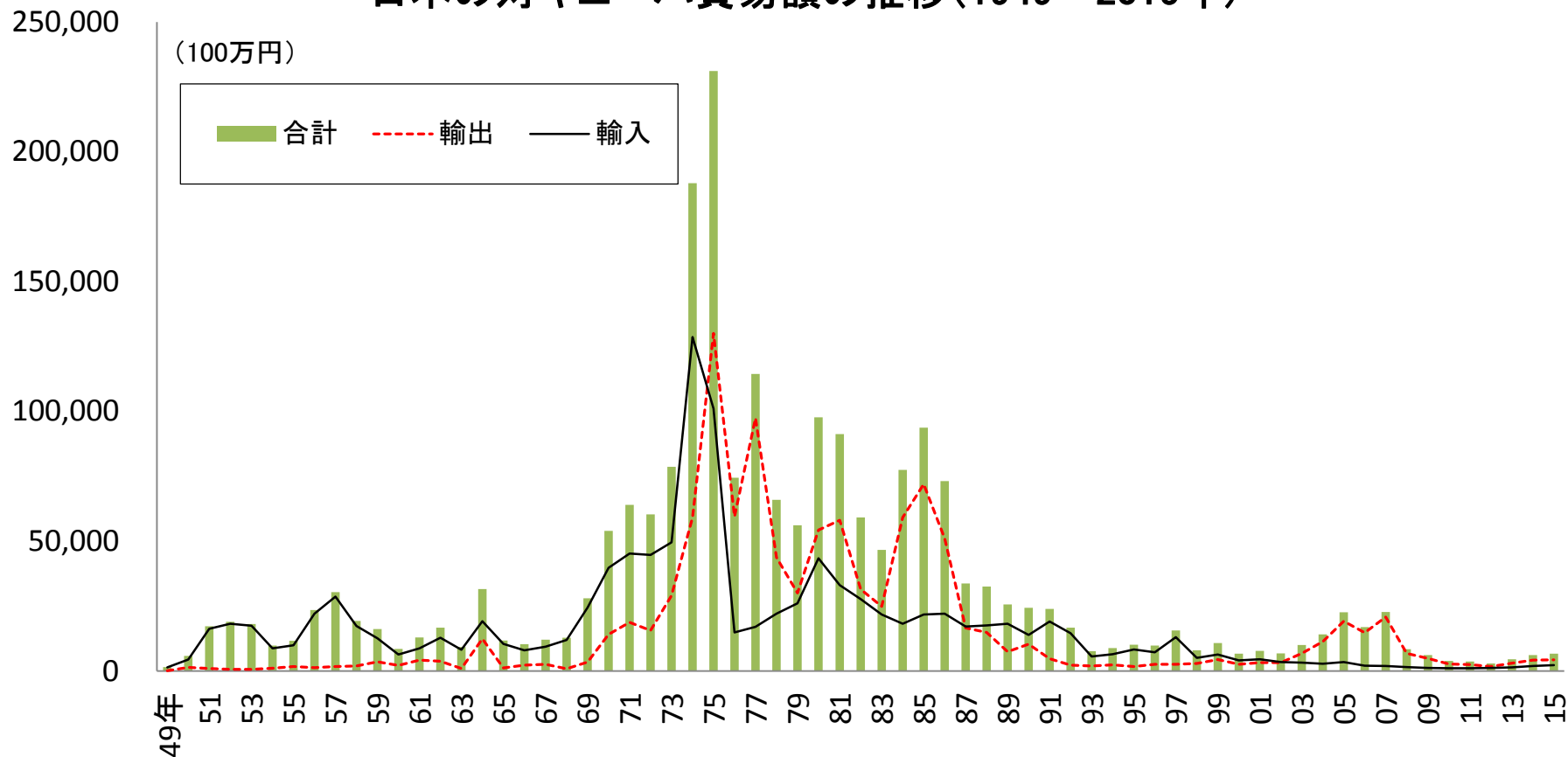
	合計	公社	商事会社	協同組合					公団
				小計	非農業分野協同組合(CNoA)	協同生産基礎単位(UBPC)	農業生産協同組合(CPA)	与信・サービス協同組合(CCS)	
農業・畜産業・林業	5,485	360	1	5,106		1,699	897	2,510	18
水産業	27	25	2						
鉱業	24	20	4						
製糖業	13	13							
製造業(製糖業除く)	429	336	19	49	49				25
建設	243	167	8	61	61				7
電気・ガス・水道供給	70	66		4	4				
運輸・倉庫・通信	149	96	33	6	6				14
商業	571	382	42	131	131				16
ホテル・レストラン	256	146	15	91	91				4
金融仲介業	31	8	23						
企業向けサービス・不動産・賃貸業	543	257	64	7	7				215
行政・国防・安全保障	702	9	2						691
科学技術	115	24							91
教育	296	2							294
保健・社会支援	501	1	3						497
文化・スポーツ	379	33	8						338
その他公共サービス等	180	11		18	18				151
合計	10,014	1,956	224	5,473	367	1,699	897	2,510	2,361

# IV- 日本とキューバの経済関係

## IV- 日本とキューバの経済関係：二国間貿易は減少

- 最大の貿易額を記録したのは1975年の2,311億円。
- 2015年は67億円。二国間の貿易額は円建てで1975年の2.9%に。

日本の対キューバ貿易額の推移(1949～2015年)

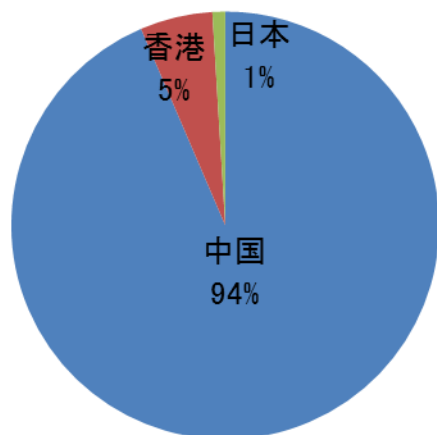


(出所)財務省「貿易統計」

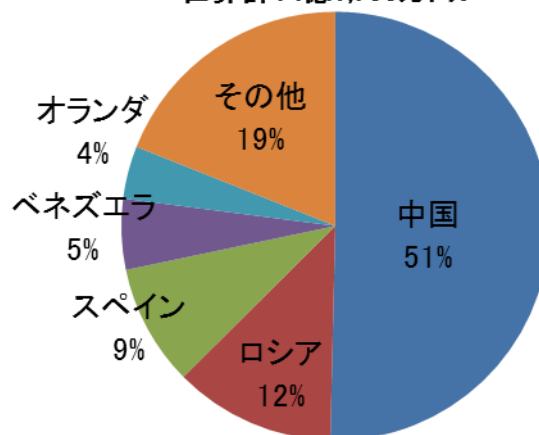
# IV- 日本とキューバの経済関係：対キューバ輸入

➤ キューバの主要輸出産品（2014年）では日本のシェアは低い。

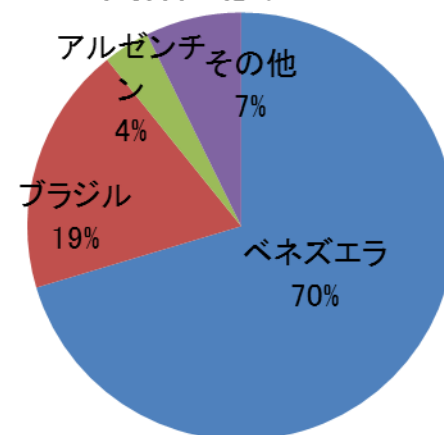
キューバ産ニッケルの輸入額世界シェア  
世界計：1億700万ドル



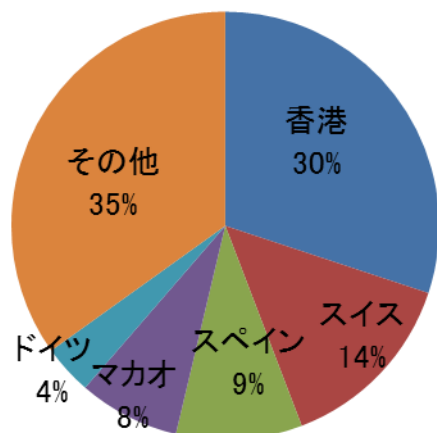
キューバ産砂糖の輸入額世界シェア  
世界計：4億1,700万ドル



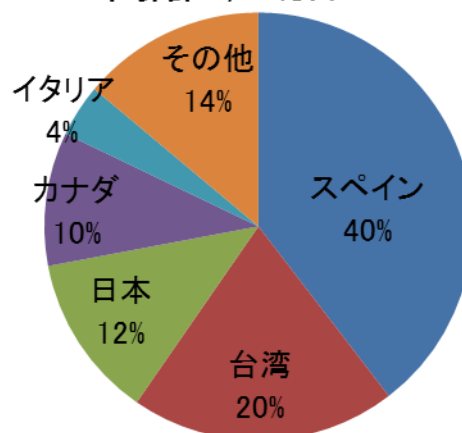
キューバ産医薬品の輸入額世界シェア  
世界計：3億1,200万ドル



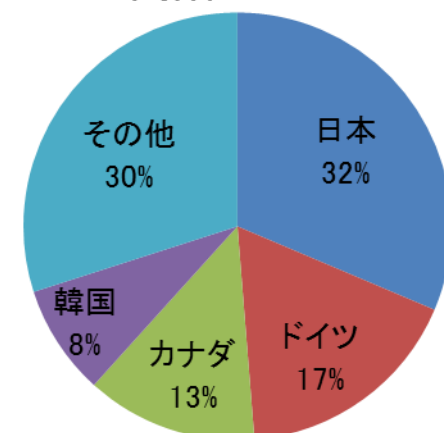
キューバ産タバコ類の輸入額世界シェア  
世界計：1億8,700万ドル



キューバ産魚介類の輸入額世界シェア  
世界計：4,400万ドル



キューバ産コーヒー・茶の輸入額世界シェア  
世界計：620万ドル

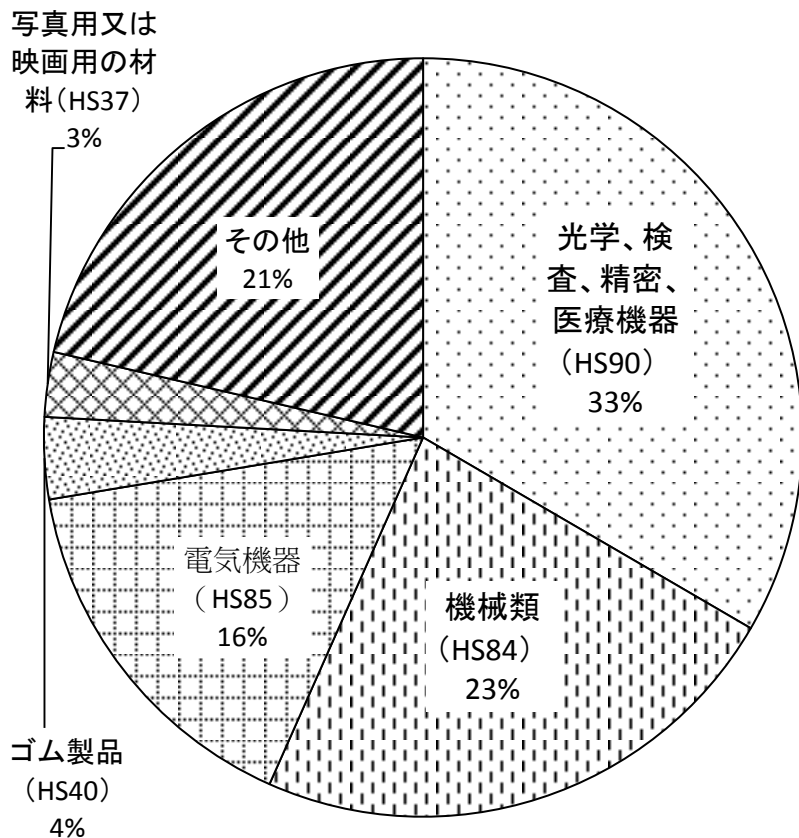


(出所) Global Trade Atlasよりジェトロ作成

# IV- 日本とキューバの経済関係：対キューバ輸出

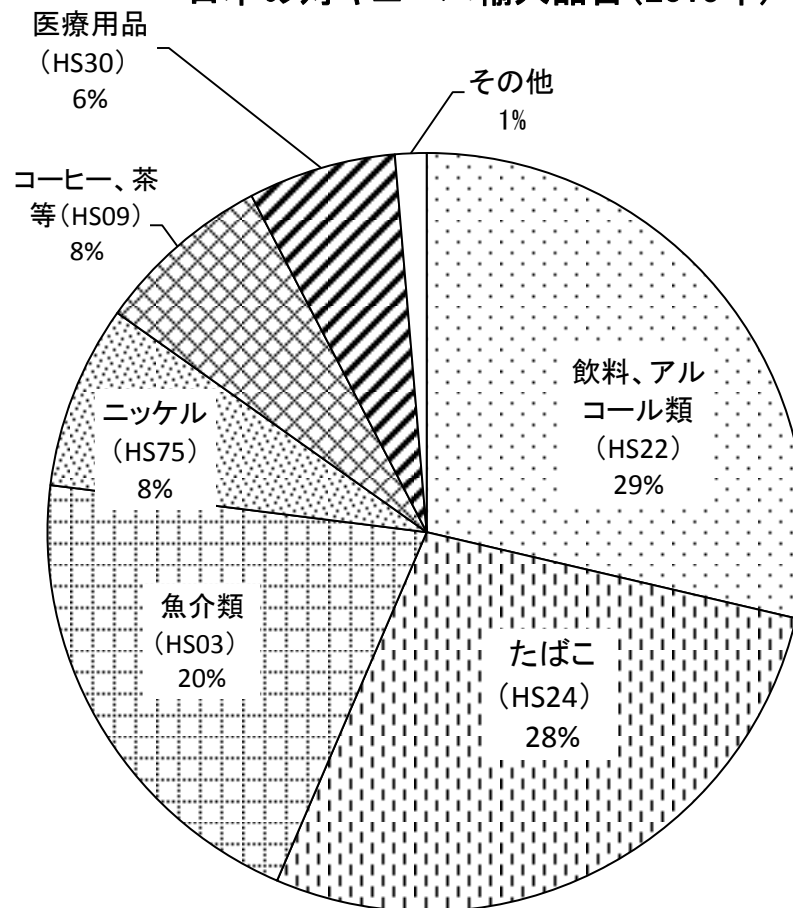
➤ 医療機器、機械が輸出の中心。

日本の対キューバ輸出品目(2015年)



(注)再輸出品はその他に含む。  
(出所) Global Trade Atlas

日本の対キューバ輸入品目(2015年)



(注)再輸入品はその他に含む。  
(出所) Global Trade Atlas

# IV- 日本とキューバの経済関係：対キューバ輸出入品目

キューバからの日本の輸入上位10品目

(単位:ドル)

HS	品名	2014年	2015年	構成比	前年比
-	合計	19,007,654	19,321,624	100.0	1.7
240210000	葉巻たばこ、シエルート及びシガリロ(たばこを含有するものに限る)	5,484,928	5,324,220	27.6	△ 2.9
220710121	エチルアルコール(変性させていないものでアルコール分が80%以上のものに限る)	2,751,023	4,831,084	25.0	75.6
030611200	いせえびその他のいせえび科のえび	5,023,648	3,942,826	20.4	△ 21.5
750120210	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	1,032,887	1,513,948	7.8	46.6
090111000	コーヒー(いつたものを除く)(カフェインを除いていないもの)	1,948,284	1,457,687	7.5	△ 25.2
300210490	免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品	653,257	1,184,336	6.1	81.3
220840000	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	706,157	694,371	3.6	△ 1.7
040900000	天然はちみつ	135,186	79,143	0.4	△ 41.5
262099000	その他のスラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限	0	74,145	0.4	全増
050800200	さんごその他これに類する物品	111,962	65,615	0.3	△ 41.4
240220000	紙巻たばこ	34,004	48,550	0.3	42.8

日本のキューバへの輸出上位10品目

(単位:ドル)

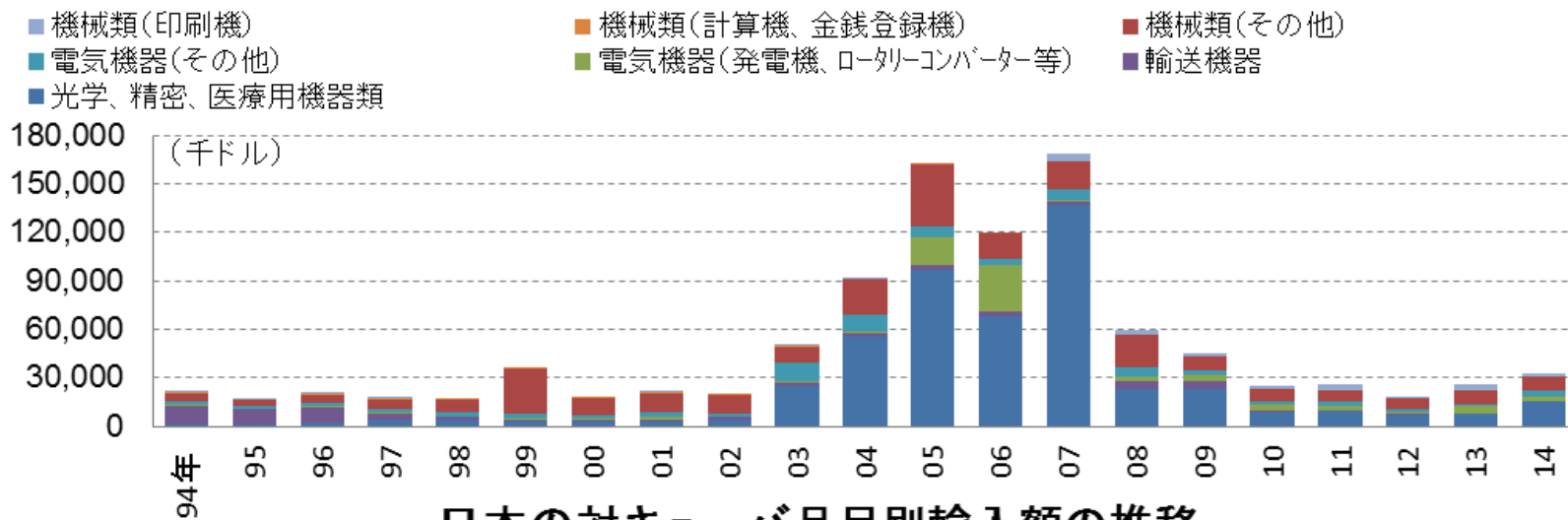
HS	品名	2014年	2015年	構成比	前年比
-	合計	39,882,531	35,786,568	100.0	△ 10.3
000000190	再輸出品(マネタリーゴールド及び金貨を除く)	1,916,715	4,406,590	12.3	129.9
850211000	発電機(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)とセットにしたものに限る。)、出力が75キロボルトアンペア以下のもの	1,684,949	2,085,260	5.8	23.8
901920000	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	560,830	1,795,787	5.0	220.2
902214000	エックス線を使用するその他の機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるか否かを問わない。)	215,821	1,605,871	4.5	644.1
844331900	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	1,027,935	1,145,364	3.2	11.4
844399000	印刷機の部分品	824,647	1,089,995	3.0	32.2
901890190	医療用又は獣医用のその他の電気機器(シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。)	501,031	1,013,542	2.8	102.3
850212000	出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下の発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター	501,080	842,584	2.4	68.2
901890200	医療用又は獣医用の機器(その他の機器、電気機器の部分品及び附属品)	3,992,152	829,334	2.3	△ 79.2
401120000	バス又は貨物自動車に使用する種類のゴム製の空気タイヤ	573,431	815,642	2.3	42.2
901819900	その他の診断用電気機器(機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。)	212,351	704,746	2.0	231.9

(出所)財務省貿易統計

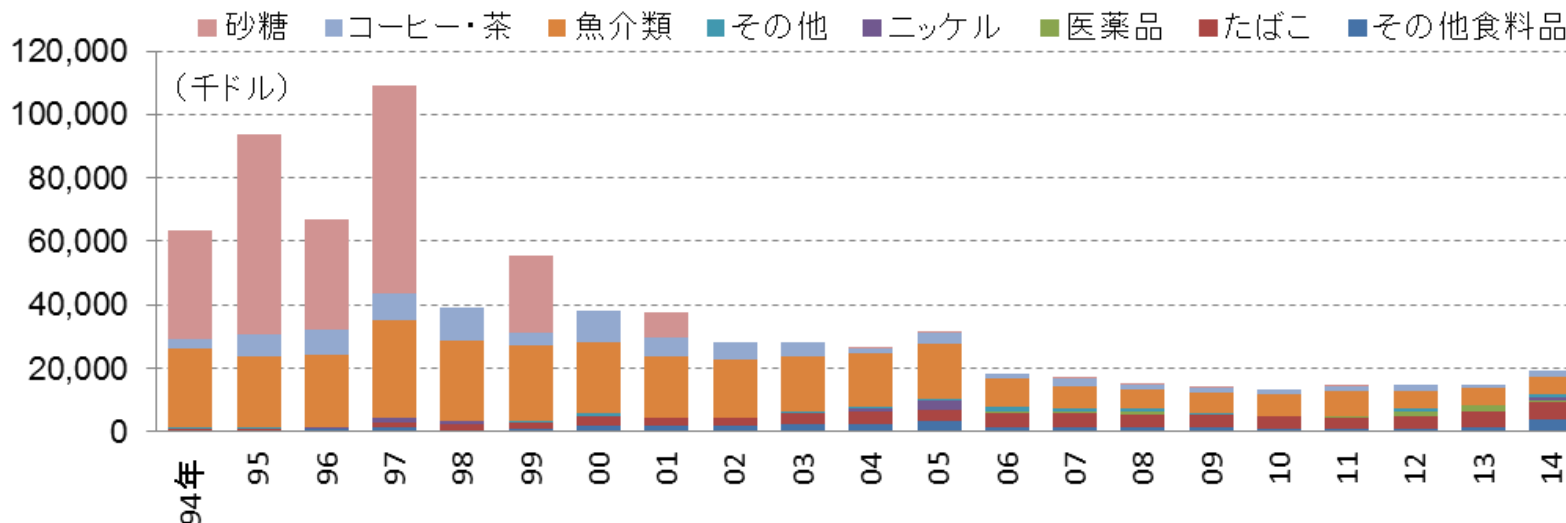


# IV- 日本とキューバの経済関係：貿易品目に変化

## 日本の対キューバ品目別輸出額の推移



## 日本の対キューバ品目別輸入額の推移



(出所) Global Trade Atlasよりジェトロ作成

## IV- 日本とキューバの経済関係：債権問題

- 対日債務問題が両国間の貿易の足かせとなり貿易額は縮小。
- キューバの対日債務により、1980年代後半以降、両国の経済関係は弱まった。
- 2015年12月12日、主要債権国14カ国は、1986年のキューバの債務不履行から初めて、パリクラブでリスケ合意。  
　　<主要債権国>  
　　オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国
- 債務総額は約110億ドル。うち26億ドルを18年かけて返済。残りは支払い免除。
- キューバによる資本市場へのアクセス、諸外国の輸出金融の拡大がビジネス機会につながる可能性。

【主要債権国以外も債務減免の動き】(各種報道から)

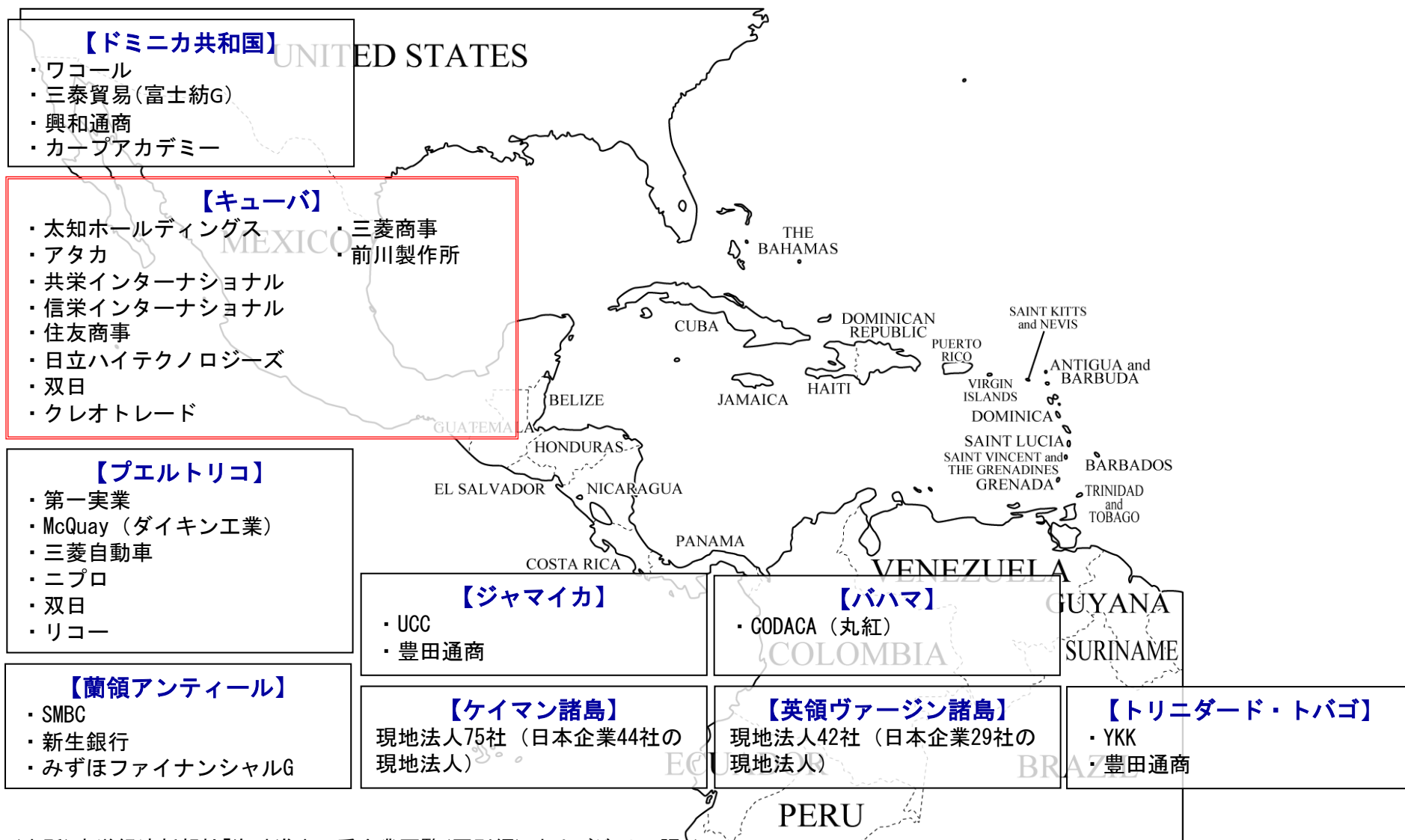
メキシコ: 2013年11月、対キューバ債権4億8,700万ドルの7割の支払いを免除し、残り3割をキューバが10年間で支払うことでキューバと合意。

ロシア: ソ連時代を含む350億ドルの対キューバ債権の90%の支払いを2014年に免除。

ウルグアイ: 2015年10月、同国中央銀行が持つ対キューバ債権3,150万ドルと金利の支払いを免除することを定めた法律19344号を官報公示。

# IV- 日本とキューバの経済関係：投資

➤ キューバにおける日本の直接投資なし。支店(≒駐在員事務所)のみ。



(出所) 東洋経済新報社「海外進出日系企業要覧(国別編)」およびジェトロ調べ

# V - 經濟改革

## V- 経済改革：変化が期待されるビジネス環境

- 2008年2月、ラウル・カストロ氏が国家評議会議長(元首)に就任。
- 国家運営綱領たる「経済・社会政策指針」(2010年11月公表)で経済改革の方針を提示。
- 第6回共産党大会(2011年4月)でフィデル・カストロ氏公職から引退。ラウル・カストロ氏が党第1書記に。経済改革の方向性を承認。
- 2016年4月に開催される第7回共産党大会、2018年に任期満了となる国家評議会(兼閣僚評議会)議長のカストロ議長の後への体制。

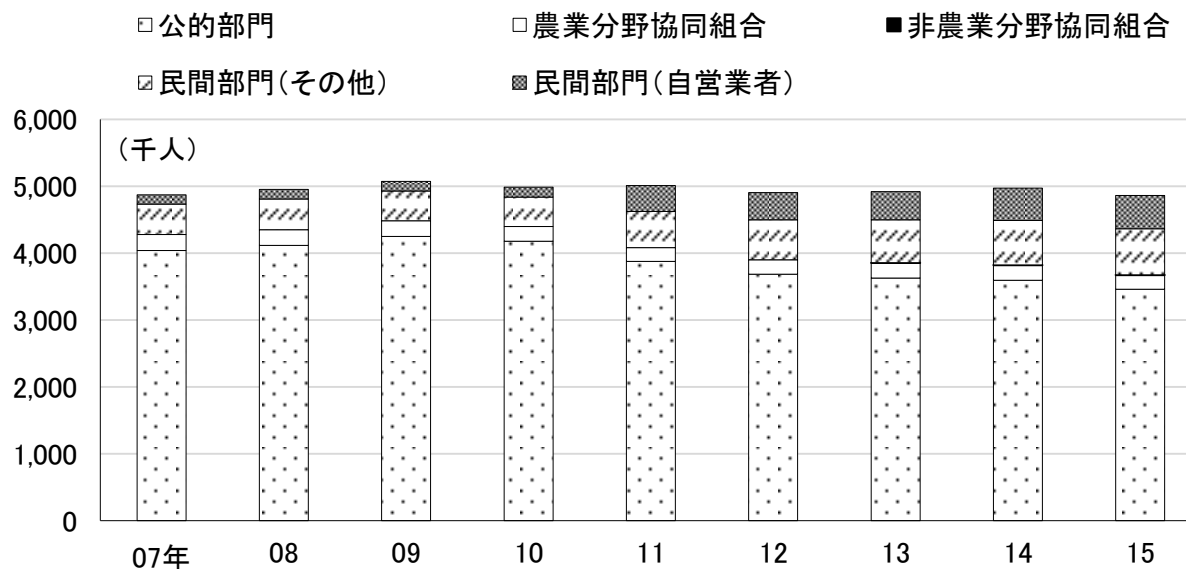
### 【ラウル・カストロ議長の下で進められた主な経済改革】

- 自営業の拡大(公務員削減)
- 二重通貨制度解消の方針
- 移民法の改正(出国許可廃止)
- 個人による住宅、自動車の売買の自由化
- 非農業分野の協同組合の促進
- 協同組合による農産品販売の自由化
- マリエル開発特区の設立
- 外資法改正(新外資法)
- 携帯電話所持、家電製品購入の自由化
- インターネットアクセスの緩和
- 配給品の削減 など

## V- 経済改革：自営業の拡大

- 自営業は、社会主義体制下でも、小規模農業、医療、輸送業を中心に存在した。1978年政令法14号で規則が定められた。
- 1991年にソ連が崩壊し米国の経済封鎖が強化されるとキューバ経済は苦境に。自営業拡大へ。
- 1996年に自営業の規制を緩和。2003年以降規制強化へ。2008年以降、対象業種を広げ、自営業は拡大。

就業者数の推移



(出所)労働・社会保険省、国家統計局

# V- 経済改革：二重通貨制度の解消・移民法の改正

## 二重通貨制度の解消

- 1994年以降、キューバペソ(CUP)と兌換ペソ(CUC)が並存。
- 外国人の決済にはCUCが、キューバ人の決済には原則CUPを使用。ただし、一部の品目やサービスはキューバ人でもCUCで支払う。
- 1米ドル=1CUC=24CUP。政府機関は1米ドル=1CUC=1CUP。
- 解消の方針は示されているが実現していない。

## 移民法の改正

- 1976年以来の移民制度の大幅改正。新制度は2013年1月14日に発効。
- 米国の経済、貿易、金融封鎖や1966年の「キューバ難民に関するキューバ調整法」による頭脳流出に対する国家保全が目的。
- キューバ人の海外渡航について出国許可制を廃止。パスポートを取得すれば自由に海外渡航できるようになった。
- 中米におけるキューバ難民問題を受け、2015年12月7日から医師も政令法306号の対象となり、出国が制限された。

# V- 経済改革：自動車売買の自由化

- 2013年12月31日付政令320号により、個人の自動車売買を自由化。
- 輸入・販売は、運輸省が定めた条件に従って、外国貿易・外国投資省の許可を得たキューバ法人(=政府)が行う。
- それ以前に闇で行われていた売買を表に出すことで、政府の税収を高める狙い。
- 2013年財務価格省決議543号により、消費者への小売価格は「車両価格×8.0+関税」、自動車部品は「車両価格×2.2」と定めた。

改正前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人間で自動車の売買が行われても、名義人は変更されていなかった。個人間で自動車の所有権の移転が認められていたのは遺産相続などに限定。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動車購入に際しては「購入許可」が必要だった。この購入許可は誰でも入手することができるわけではなく、また、購入許可を取得するには購入代金の裏付けも必要だった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際には購入許可を持っていても、親から受け継いだ自動車が既に手元にあるなどの理由で、権利を行使していないケースも多く、そのような場合は購入許可を転売していた。購入許可は個人間で取引されても名義は変更されない。</li> </ul>



改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人間の自動車の売買が自由化された。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入許可がなくても個人はディーラーで自動車の購入が可能になった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公証人を通じて手続きを行う。自動車登録証が必要。公証人の前で、売買価格、所有権の移転について宣言する。所有権の移転に際して資産移転税と個人所得税を課税。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入許可がなくなった代わりに、2013年財務価格省決議543号により自動車の販売価格の設定について定めた。</li> </ul>



# V- 経済改革：自動車売買の自由化

- キューバの輸入統計をみると、乗用車の輸入台数（新車・中古車計）は年間5,000台前後で推移。

自動車輸入金額の推移（SITCベース）

（単位：1,000キューバペソ）

	07年	08	09	10	11	12	13	14
陸上輸送機械	371,559	588,567	305,681	274,440	282,441	305,785	331,317	245,252
人員の輸送用の自動車	50,273	80,430	46,462	54,060	52,676	62,875	60,563	35,949
公共人員輸送用の自動車	91,313	86,623	34,997	41,943	14,755	39,812	35,677	19,672
貨物自動車	68,963	146,339	67,746	38,475	51,435	30,486	52,342	23,089
牽引車	5,693	34,596	9,158	1,008	4,445	593	6,956	4,018
特殊自動車	31,877	32,987	28,528	55,407	32,192	43,325	16,584	24,109
自動車部品	90,780	141,763	74,473	59,802	96,774	94,887	132,928	115,954
オートバイ	5,815	10,967	3,564	2,131	3,074	4,114	2,437	1,114
オートバイ部品	4,326	4,692	2,282	1,811	3,196	4,668	3,031	0
被牽引車	2,183	12,901	14,046	2,163	3,014	3,131	3,114	691

自動車輸入台数の推移（SITCベース）

（単位：台）

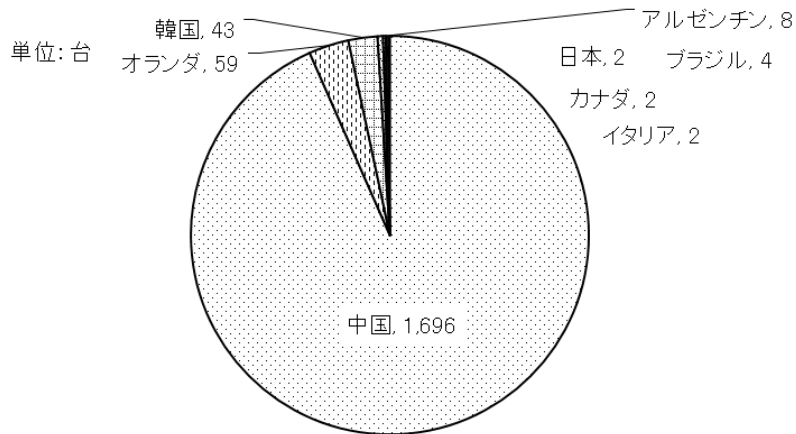
	07年	08	09	10	11	12	13	14
人員の輸送用の自動車	5,811	7,172	4,754	5,170	5,946	4,855	4,643	3,403
公共交通機関の人員輸送用の自動車	1,887	1,541	733	990	319	514	647	292
貨物自動車	1,622	5,991	2,760	959	760	476	3,094	482
牽引車	150	707	196	24	121	20	121	60
特殊自動車	362	385	358	429	331	779	906	7,036
オートバイ	8,779	20,913	8,860	2,561	9,742	2,975	27,307	1,173
被牽引車	177	2,982	1,018	101	356	116	198	39

（出所）国家統計局

# V- 経済改革：自動車売買の自由化

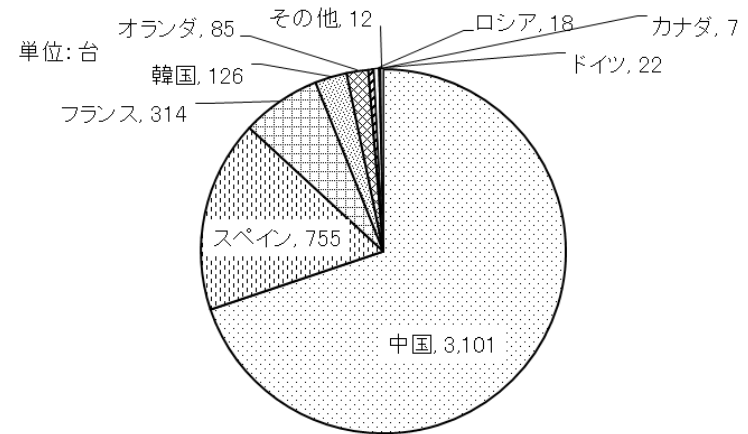
- 中国製の自動車はいずれの車種においても最も多い。
- 2015年はスペインからの輸出が増加も原産国は不明。

主要国のキューバ向けバス(HS8702)輸出台数(2015年)



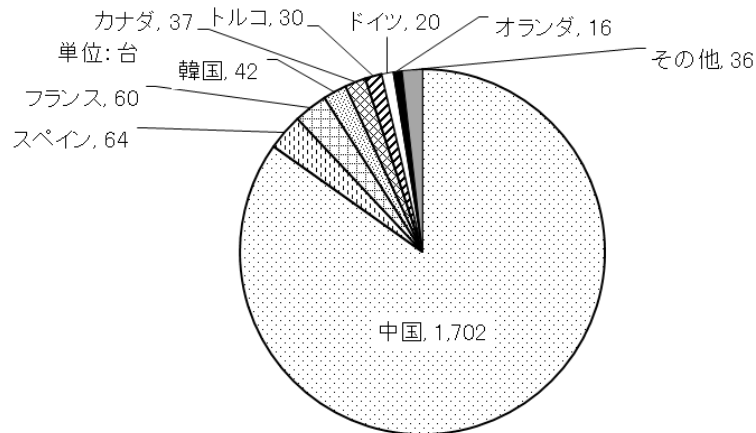
(出所) Global Trade Atlas

主要国のキューバ向け乗用車(HS8703)輸出台数(2015年)



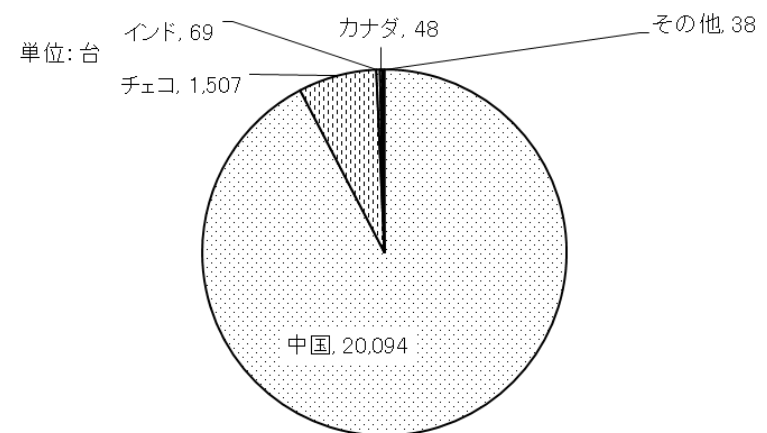
(出所) Global Trade Atlas

主要国のキューバ向け貨物自動車(HS8704)輸出台数(2015年)



(出所) Global Trade Atlas

主要国のキューバ向けオートバイ(HS8711)輸出台数(2015年)



(出所) Global Trade Atlas

# V- 経済改革：自動車売買の自由化

## ➤ 自動車の世帯普及率は低い。

住宅における家電製品、自家用車の普及状況

品目	数量	普及率
ラジオ	2,018,852	54.1%
ビデオ再生機	2,298,337	61.6%
音楽再生機	1,051,510	28.2%
白黒テレビ	759,164	20.3%
カラーテレビ	2,922,099	78.3%
コンロ、電気コンロ	2,897,026	77.6%
冷蔵庫	3,022,966	81.0%
洗濯機	2,329,432	62.4%
ミキサー	2,312,202	61.9%
炊飯器、多機能炊飯器	3,620,606	97.0%
電子レンジ	585,597	15.7%
アイロン	2,427,857	65.0%
扇風機	6,417,024	171.9%
エアコン	579,471	15.5%
ミシン	1,122,455	30.1%
パソコン	439,234	11.8%
固定電話機	884,824	23.7%
携帯電話機	852,413	22.8%
自動車、ジープ	169,950	4.6%
トラック、トラクター	68,957	1.8%
オートバイ	142,689	3.8%
自転車	1,354,148	36.3%
給湯器	446,142	12.0%

(注1) 居住者のいる住宅戸数は3,732,851戸。

(注2) 普及率は数量を住宅戸数で割って算出。

(出所) 国家統計局「2012年国勢調査」

## V- 経済改革：インターネットの利用、携帯電話の所持

- 2008年3月にキューバ人向けの携帯電話販売を解禁。
- キューバ人によるインターネットの利用を2009年6月に解禁。公衆無線LANの利用料は現在1時間2CUC。カードを購入する必要あり。

情報通信関連機器等の家庭における普及率(%)

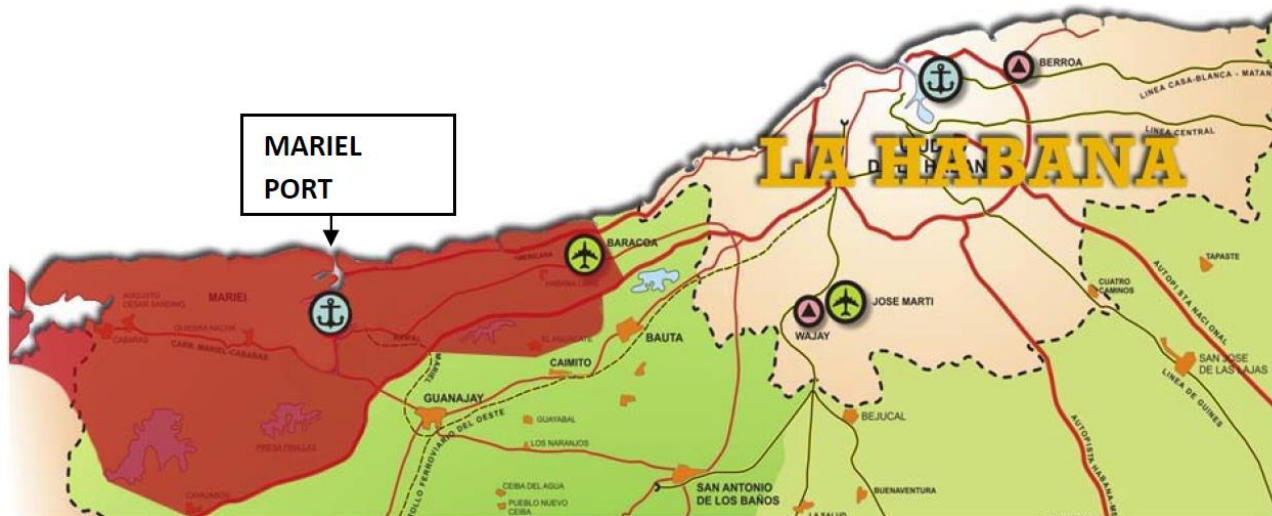
	ラジオ	対象年	TV	対象年	固定電話	対象年	携帯電話	対象年	パソコン	対象年	インターネットアクセス	対象年
キューバ	52.4	2013	95.5	2013	24.4	2013	27.7	2013	12.9	2014	4.1	2014
日本	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	79.1	2013	94.8	2013	82.4	2013	96.7	2013

(出所)国際電気通信連合

# V- 経済改革：マリエル開発特区

## 2013年政法令313号

- 首都ハバナ市から西に約45キロに、輸出促進と輸入代替、技術移転、外国投資誘致、安定的な雇用創出、経済発展に貢献するインフラ整備、高度な物流システムの創造、国内・外資系企業の設立促進などを目的に「マリエル開発特区（ZEDM）」を設置。
- ZEDMで活動する事業者は特別区の開発事業者と使用者の2通り。
- ZEDMでは輸出入手続き、税制、査証などで恩典が設けられているが、従業員は国営人材会社を通じて雇用しなければならない。



(出所) マリエル開発特区事務所

# V- 経済改革：マリエル開発特区

- マリエル港はブラジルのオデブレイトが建設、運営はシンガポールのPSA。開発特区の建設は道半ば。

## マリエル開発特区の認可案件

企業形態	国籍	会社名	事業内容	出所
全額外国資本	メキシコ	リッチミート(Richmeat)	食肉加工品製造	ZEDM事務所
	メキシコ	デボックス・カリベ(Devov Caribe)	塗料製造	ZEDM事務所
	スペイン	オテルサ(Hotelsa)	ホテル向け食料品、飲料製造。100%子会社のプロフードサービスを設立	ZEDM事務所
	ベルギー	BDCロジ(BDC Log)	物流サービスの提供	ZEDM事務所
	ベルギー	BDCテック(BDC Tec)	産業用温度センサー等製造	ZEDM事務所
	ブラジル	コンパニア・デ・オブラス・エ・インフラエストラクトウラ (Companhia de Obras e Infraestrutura, COI)	建設。建設大手オデブレイトの関係会社	ZEDM事務所
合併	英国・オランダ	ユニリーバ(Unilever)	家庭用品製造。SUCHELと合併	ZEDM事務所 プレスリリース
	ブラジル	ブラスクーバ(Brascuba Cigarrillos)	紙巻たばこ製造。TABACUBAと合併	ZEDM事務所
	ベトナム	タイ・ビン・コーポレーション (Thai Binh Corp)	洗剤、おむつの製造。SUCHELと合併	ZEDM事務所 プレスリリース
不明	フランス	ブイグ・コンストラクション (Bouygues Construction)	建設	ZEDM事務所
	オランダ	ウォーミー・エキップメント・レンタル (Womy Equipment Rental)	重機、建機のレンタル	ZEDM事務所
	フランス	CMA CGM LOG	物流。AUSAとパートナーシップ	ZEDM事務所 プレスリリース
	シンガポール	テルミナル・デ・コンテナドーレス・デ・マリエル (Terminal de Contenedores de Mariel S.A.)	コンテナターミナル管理、運営。会社自体は革命軍事省傘下の企業。シンガポールのPSAが運営。	ZEDM事務所
全額キューバ資本	キューバ	セルビシオス・ロヒスティコス・マリエル (Servicios Logísticos Mariel)	倉庫	ZEDM事務所
		バンコ・フィナンシエロ・インテルナシオナル (Banco Financiero Internacional)	銀行	ZEDM事務所

(出所) マリエル開発特区事務所、各社プレスリリース

# V- 経済改革：新外国投資法

- 1995年の旧外国投資法の内容を見直し。
- 新外国投資法とマリエル開発特区は、経済改革の目玉の1つ。

## 新旧外国投資法の比較

### 1. 変更があった項目

項目	旧法	新法
キューバ政府との外国投資の交渉	キューバにおいて外国資本が直接投資を行うには、キューバ政府と交渉し、その承認を得る必要がある。旧法では国家評議会または閣僚評議会のいずれかの承認を得る必要があり、申請がこれらの機関に受理されてから60自然日以内にその判断を下す。	外国資本が過半数を持たない合弁形態による投資などの場合は、閣僚評議会から省庁の長にこれを承認する権限が与えられ、45自然日以内に承認を得ることができる。
税制	利益税(Profits tax)として30%、労働力使用税として25%(うち11%は労働力の使用に対する課税、14%は社会保障費)を課税する。	利益税として15%を課税。労働力使用税は免除。
	利益税の免税措置は交渉次第である。	利益税を8年間免除。
	投資家が当該事業により受け取る所得は個人所得税の対象。	投資家の個人所得税は、配当金、事業所得については免除。
出資比率	外国資本100%出資会社が認められているが、実際にはキューバ政府がそれを認めることは稀。	全額外国資本会社が認められているが、合弁企業に認められている税制特典を享受できない。
	在外キューバ人による投資は除外されていないが、実際には承認されない。	在外キューバ人による投資は除外されていない。
優先的な投資案件	実態として外国貿易・外国投資省(MINCEX)が策定して公表していた。	法律に基づき年に1度発表される。

### 2. 変更がない項目

項目	概要
投資形態	外国資本と国内資本の合弁企業、国際経済連携契約、全額外国資本企業の3つのモダリティ。キューバ商工会議所への登録は不要となったが、代わって法人登記する必要がある。
投資家保護	キューバ法、キューバの裁判所の裁定により保護。
紛争解決	出資者間の紛争は、会社設立文書の定めに従い解決されるが、定めのない事項については県人民裁判所経済法廷により仲裁される。
労働	キューバの公営人材会社を通じてキューバ人を雇用しなければならない。公営人材会社との契約は兌換ペソ建てだが、労働者にはキューバペソで支払われる。ハイクラスの管理職を除いてキューバ人を雇用する必要がある。
輸出入	公営企業を介することなく直接輸出入を行うことができる。

(出所) 法律118号、各種報道より作成。



# V- 経済改革：新外国投資法・マリエル開発特区

➤ 全額外国資本会社は新外国投資法の税制恩典の対象外。

## 税制恩典の比較

		新外国投資法	マリエル開発特区	通常 (2012年法律113号)
対象		合併企業、国際経済提携契約主体国内企業	開発事業者、利用者	全額外国資本企業
個人所得税	税率	15%	15%	15%
	備考	○配当金、事業所得は免税	○配当金、事業所得は免税	
利益税	税率	15%	12%	35%
	備考	○8年間免税 ○利益を再投資する場合は免税 ○資源開発、再生可能エネルギーに係る利益に対しては最高22.5%まで上昇	○10年間免税 ○免税期間延長の可能性あり ○利益を再投資する場合は免税	○資源開発、再生可能エネルギーに係る利益に対しては50%
販売税口	税率	卸売り1%	1%	卸売り2%、小売り10%
	備考	○操業開始から1年間は免税 ○以後は卸売り標準税率の50%	○操業開始から1年間は免税	
サービス税	税率	5%	1%	10%
	備考	○操業開始から1年間は免税 ○以後は標準税率の50%	操業開始から1年間は免税	
労働力使用税		免税	免税	20% (2017年までに5%まで削減)
海岸使用税		投資回収期間は標準税率の50%	投資回収期間は標準税率の50%	ホテル、マリーナ、宿泊業など浜辺に立地する場合に課税対象。税率は国家予算法が規定
排水税		投資回収期間は標準税率の50%	投資回収期間は標準税率の50%	m3当たりの課税。税率は国家予算法が規定
湾使用税口		投資回収期間は標準税率の50%	投資回収期間は標準税率の50%	特定の湾の使用(船舶)に対して課税。2012年法律113号別添5
森林使用税		投資回収期間は標準税率の50%	投資回収期間は標準税率の50%	2012年法律113号別添6
関税		投資に関連した機械設備の関税は免税	投資のための設備など資本財の関税は免税	—
地域開発土地税		投資回収期間は免税	免税	税率は国家予算法が規定
社会保険雇用主負担		国家予算法が規定。2015年度は14%。		

(出所) 各種資料より作成



# VI- 米国・キューバ関係

## VI- 米国・キューバ関係：国交正常化協議の開始

➤ 2014年12月17日、米玖両国が国交正常化協議の開始を発表。

### 1. 背景：両国首脳の思惑が一致

○中間選挙を終え、外交面で歴史に名を残したいオバマ大統領。

○ベネズエラなどからの支援が縮小し、苦境に立つラウル国家評議会議長。

○人質の交換成立(カナダやローマ法王の仲介)が双方とも対内的な説明材料に。

### 2. 米国政府の発表の中の主な項目

○時代遅れのアプローチを終了させ、国交正常化を図る。

1) キューバとの外交関係の確立のため在ハバナ大使館再設置。

2) 一定のライセンスのもとでのキューバへの旅行の拡大。

3) キューバのテロ支援国家指定の見直し等。

○特定の商品・サービスの輸出認可や米国銀行によるキューバとの取引などビジネス関連も包含。

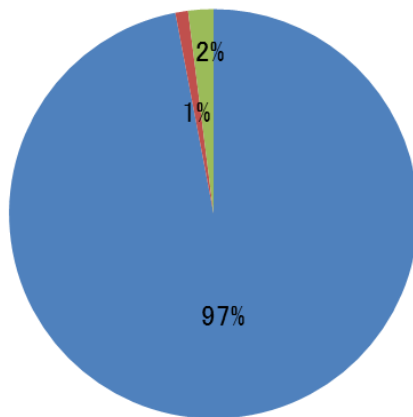
# VI- 米国・キューバ関係：国交正常化協議の開始

## 3. 米国、キューバの両国民は関係改善を歓迎

### 【キューバの世論】

米国との関係改善はキューバに良いことか、悪いことか

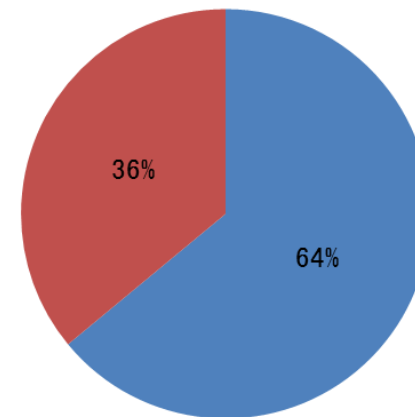
■ 良い ■ 悪い ■ わからない・無回答



### 【米国の世論】

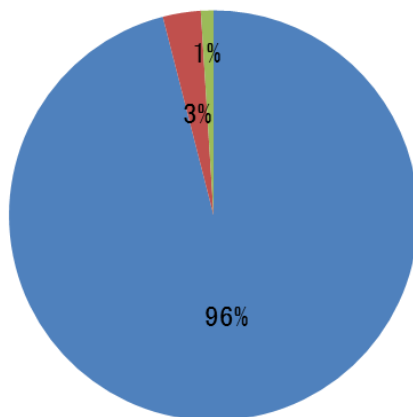
米議会は経済封鎖を

■ 終了すべき ■ 継続すべき



米国は経済封鎖を継続すべきか

■ すべきでない ■ すべき ■ わからない・無回答



### キューバ側世論調査

出所：UNIVISION NOTICIAS

サンプル数：1,200人

調査時期：2015年3月17～27日

### 米国側世論調査

出所：BENENSON STRATEGY GROUP

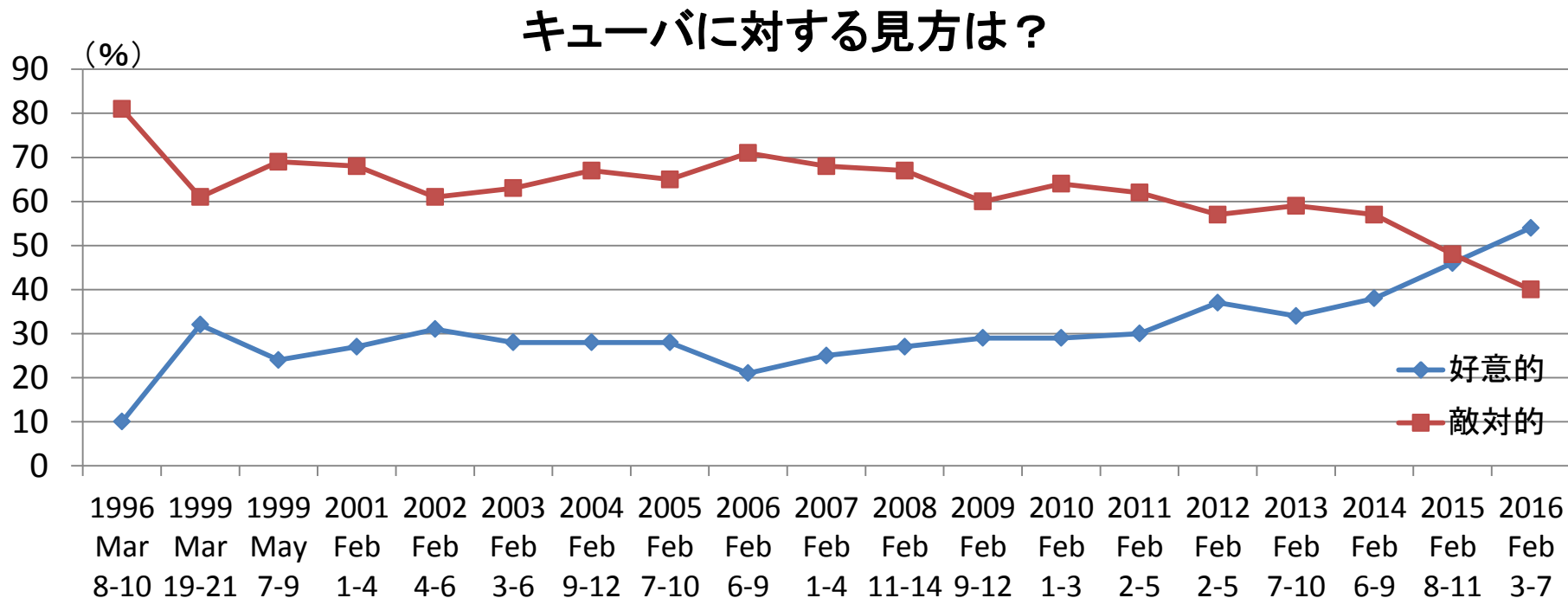
サンプル数：1,032人

調査時期：2015年2月26～27日

# VI- 米国・キューバ関係：国交正常化協議の開始

## 4. 米国世論の歴史的変化

○米国民のキューバに対する見方(好意的か、敵対的か)が、2016年調査で逆転。



### 米国側世論調査

出所：Gallup

サンプル数：1,021人

最新調査時期：2016年2月3～7日

## VI- 米国・キューバ関係：国交正常化のこれまでの動き

➤ 2015年7月に国交回復。経済制裁の全面解除には長い道のり。

日程	イベント	日程	イベント
2014年12月17日	国交正常化交渉開始を宣言	7月20日	大使館を開設
2015年1月16日	渡航手続き簡略化、送金制限額緩和など	7月22日	輸出管理規則(EAR)でもテロ支援国家指定を解除
1月21～22日	第1回高官協議	8月14日	ケリー米務長官がキューバを訪問
2月13日	対キューバ輸入条件を緩和	9月11日	第1回米玖二国間委員会を開催
2月27日	第2回高官協議	9月21日	キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和
3月16日	第3回高官協議	10月6～7日	第1回経済分野に関する政策対話をハバナにおいて開催
4月11日	首脳会談	10月27日	第70回国連総会における米国の対キューバ禁輸措置の解除を求める決議
4月14日	テロ支援国家指定解除承認を議会に通告	11月9日	第1回米玖間法執行対話を開催
5月21日～22日	第4回高官協議	11月10日	第2回米玖二国間委員会を開催
5月21日	在ワシントン利益代表部への金融封鎖解除	11月18日	両国政府機関が環境保護に関する覚書に署名
5月29日	テロ支援国家指定解除	11月24日	環境分野における協力に関する米玖共同声明
7月1日	大使館の開設を発表	11月30日	移民問題に関する会合

# VI- 米国・キューバ関係：国交正常化のこれまでの動き

日程	イベント	日程	イベント
2015年12月1日	麻薬取引に関する対話	3月18日	測地、水利分野における協力覚書を締結
12月8日	接收米国資産に関する会合	3月21日	農業分野における協力覚書を締結
12月10日	国際郵便の直通再開で合意	3月20～22日	オバマ大統領がキューバを公式訪問
12月16日	民間航空定期便再開で合意	3月28～4月1日	保健分野に関する意見交換
12月17日	米下院にキューバ問題グループ設置	5月16日	第3回米玖二国間委員会を開催
2016年1月27日	キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和	5月17日	第2回米玖間法執行対話を開催
2月1～4日	人身売買、不正防止に関する技術会合	6月8日	第1回テロ対策技術会合を開催
2月16日	民間航空機の定期便就航を認める覚書に署名	6月29～30日	海洋環境保護に関する会合を開催
2月17～18日	第2回経済分野に関する政策対話をワシントンD.C.において開催	7月12～13日	第3回経済分野に関する政策対話
2月18日	ホワイトハウス、オバマ大統領の3月21、22日の訪玖を発表	7月14日	移民問題に関する会合
2月23日	オバマ大統領、グアンタナモ収容所の閉鎖計画を発表	7月21日	麻薬取引に関する対話を開催
2月22～23日	サイバー犯罪予防に関する対話を実施	7月28日	相互賠償に関する情報交換会合を開催
3月16日	キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和		
3月17日	国際郵便の直通を再開		

## VI- 米国・キューバ関係：重層的な経済制裁

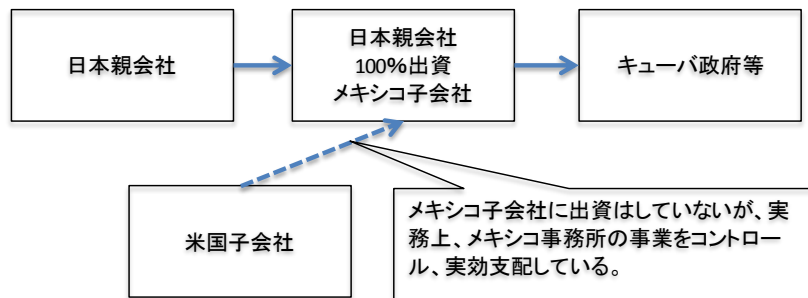
導入年	関連法など	概要
1960年	対キューバ輸出を部分的に禁止	
1961年	対外援助法	対外援助、砂糖の輸入割り当ての供与などを禁止
1962年	米州機構(OAS)から除名 大統領告示3447号、敵国通商法	キューバとの貿易取引禁止など
1963年	キューバ資産管理規則(CACR)	在米キューバ資産の凍結、金融取引、キューバとの米ドル決済禁止など
1966年	キューバ調整法	1年間米国に滞在したキューバ人に居住権
1979年	輸出管理規則(EAR)	キューバ制裁の政策に沿った輸出管理
1982年	テロ支援国家指定(15年5月29日解除)	
1992年	トリチェリ法(キューバ民主化法)	第3国の米国企業子会社によるキューバ取引を禁止、キューバに寄航した船舶の180日間の米国寄航禁止など
1996年	ヘルムズ・バートン法 (キューバ解放・民主主義連帯法)	革命政権に接收された資産を利用して商業行為を行う第3国の企業への制裁など
2000年	通商制裁改革・輸出促進法	農産品などのキューバへの輸出を承認
2006年	キューバ人医師臨時入国プログラム	海外派遣されたキューバ人医師に居住権

# VI- 米国・キューバ関係：経済制裁の第3国企業への影響

- 米国の管轄権に服する者がキューバ制裁の対象。
- 財務省 (OFAC) のキューバ資産管理規則 (CACR)、商務省 (BIS) の輸出管理規則 (EAR)。

- 1) メキシコ子会社と米国子会社の上に資本関係がなくても、米国子会社がメキシコ子会社を実効支配している以下のケースでは米国の経済制裁の対象になり得る。
- 2) 在中南米孫会社であっても、以下の場合は「米国の管轄権に服する者」に該当する可能性があり、米国の経済制裁の対象になり得る。
- 3) キューバビジネスが盛んなカナダ子会社経由などが考えられる。

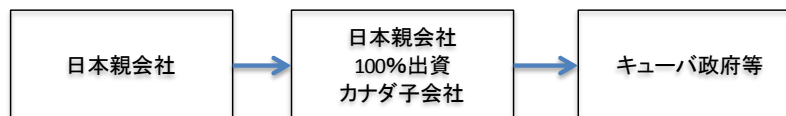
1)



2)



3)

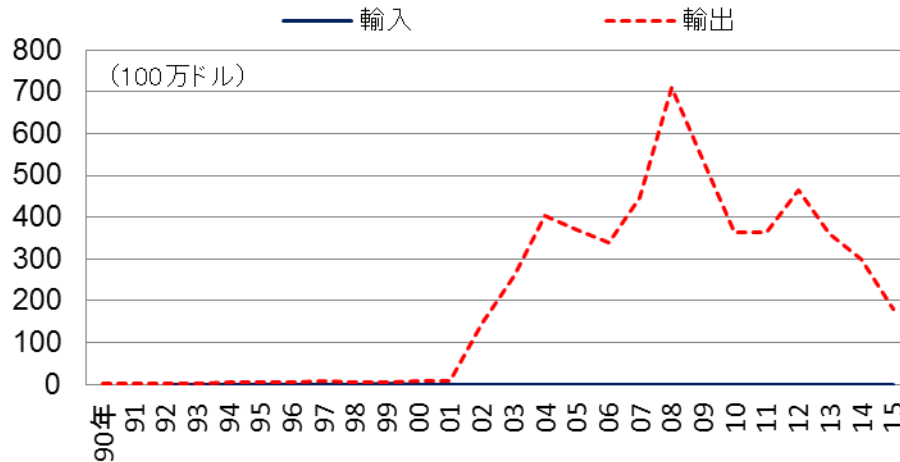




## VI- 米国・キューバ関係：貿易～食料品の輸出が中心～

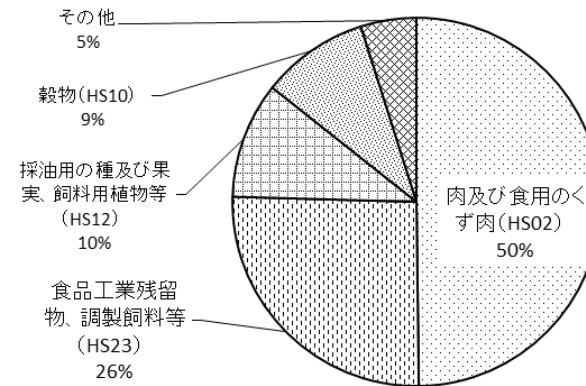
- 2000年の通商制裁改革・輸出促進法により、船積み前の支払い（Cash in Advance）に限られるも農産品などのキューバ輸出が可能。
- 2015年の制裁緩和で、非農産品についてはCash in Advanceの必要がなくなった。

米国の対キューバ貿易額の推移



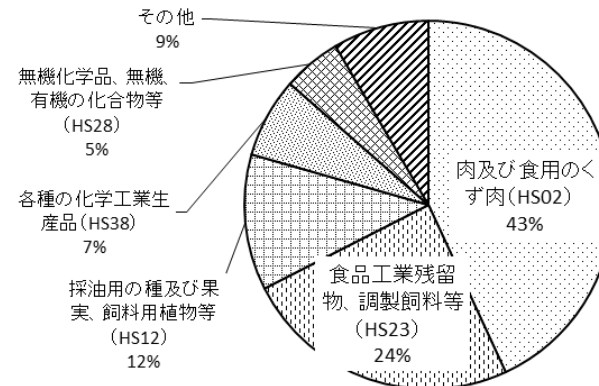
(出所) Global Trade Atlas

米国の対キューバ輸出品目(2014年)



(出所) Global Trade Atlas

米国の対キューバ輸出品目(2015年)



(出所) Global Trade Atlas

## VI- 米国・キューバ関係：投資～米企業の進出実現へ～

### ➤ 全米商工会議所がビジネス関係強化に

○全米商工会議所は、米国とキューバの二国間の強固かつ戦略的な通商関係構築を目的に、「米国-キューバ・ビジネスカウンスル」を立ち上げた。

### ➤ 農業用トラクターの生産でマリエル開発特区へ進出

○2016年2月、米トラクター会社のCleber(アラバマ)が、キューバでのトラクターの生産に関し、OFACより認可を取得。

### ➤ Starwoodがホテル運営に参入

○2016年3月、キューバのホテル運営事業に参入すると発表した。ハバナ旧市街に位置するホテル・イングラテラ(ラグジュアリーコレクションとして)ミラマール地区にあるホテル・キンタ・アベニーダ(フォーポイントバイシェラトンとして)、ホテル・サンタ・イザベル(ラグジュアリーコレクションとして)の3件のホテルを運営することでキューバ側と合意。

### ➤ Googleがインターネットサービスを提供

○2016年3月、Googleは、キューバのアーティストと組み「Google + Kcho.Mor」の名称で技術センターを開設。インターネットの無料提供を行う。

# VII- ビジネス機会

## VII- ビジネス機会：特殊な市場、見方が分かれる

肯定的な見方	否定的な見方
人口は約1,100万人だが、開発されていない分、人口以上の市場。	人口が1,100万人に過ぎない小規模な市場。
米国からの家族送金により政府公表の平均月収以上の購買力あり。	公的部門の平均月収は20米ドル程度で、消費者に購買力なし。
ODAや国際金融機関による融資が増え、インフラ分野で有望案件が出てくる可能性あり。	キューバ政府が抱える債務の問題は依然残されている。
強力な競争相手である米国企業がない市場。	在米キューバ人、地の利などを背景に米国企業が市場を瞬時に市場を抑える
教育水準が高く、医薬・バイオ分野が有望な輸出産業となりそう。	キューバの人口構造は他の中南米諸国と異なり、今後人口増加が見込めず、労働集約的な産業には向かない。
観光産業を中心に今後、政府の外貨収入は増加し、政府の購買力も増す。	ベネズエラからの原油の輸入(援助)に依存している。ベネズエラがこれを停止すると経済は苦境に陥る。

## VII- ビジネス機会：考えられるビジネス形態

貿易	対キューバ輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、国(公社・公団・国営企業)が相手</li> <li>○外貨不足のため輸入には限界あり               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒輸出セクターが脆弱</li> <li>⇒経済制裁、対外債務で海外からの資金調達困難</li> </ul> </li> <li>○需要は市場ではなく政府の意図で決定</li> </ul>
	対キューバ輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キューバの国営商社が相手               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒総合商社(CIMEX、TRDなど)</li> <li>⇒専門商社(食品のCUBAEXPORTなど)</li> </ul> </li> <li>○外資合弁企業は直接輸出が可能</li> </ul>
	キューバで生産し輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働集約的な産業は競争力低い               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒高い労働コスト(直接雇用不可)</li> <li>⇒若い労働力に限り</li> </ul> </li> <li>○高付加価値品は可能性あり               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒キューバに絶対優位があるもの(キューバブランド)</li> <li>⇒知識集約型なもの</li> </ul> </li> </ul>
投資	キューバで生産し国内販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>○競合する輸入品が少ない               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒外貨不足で輸入には限度あり。国内生産で代替の方針</li> <li>⇒消費者の購買力に限界あり</li> </ul> </li> </ul>
	サービス産業、資源への投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス産業：観光客数は増加</li> <li>○資源：探査・採掘を外資に開放               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒CUPETとの合弁：加シェリットが参入</li> </ul> </li> </ul>

## VII- ビジネス機会：考えられるビジネス形態

### ➤ キューバへの輸出

- 代金回収ができれば安全なビジネス形態。
- しかし、支払猶予360日がスタートライン。
- 政府が考える優先分野に資金が割り振られる。
- 輸入するキューバ企業の意向と割り振られる資金は別。

### ➤ キューバへの投資

- キューバ政府は投資誘致により力点を置いている。
- 輸入資金不足のため、国内で生産する方針(輸入代替工業化)。
- 国内市場を占有できるなど、先行者利益を享受できる可能性。
- 観光分野、工場向け建設・資材など、外資民間需要に直結する分野はより有望かつ安全か。
- 総じてリスクは高く、案件を吟味する必要あり。

### ➤ キューバからの輸入

- 現在のキューバ政府は輸出にあまり力を入れていない模様。
- 輸出促進機関CEPECも、投資誘致機関へと改変(PROCUBA)。

## VII- ビジネス機会：様々な事業形態

- 欧米企業：合併・委託契約方式で国内生産・国内販売。
- 輸出で稼いだ外貨に見合った分だけ輸入。国産品で輸入代替の方針。

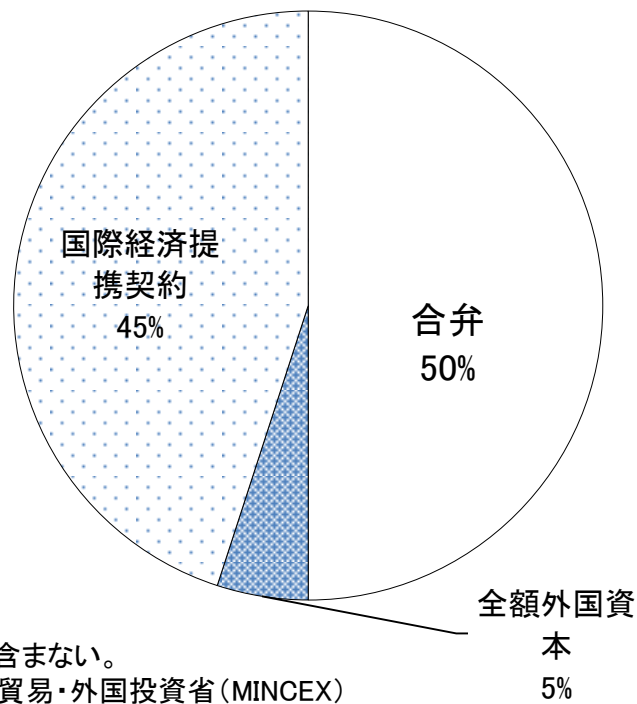
大分類	中分類	根拠法
代理人、支店の設置	1. 代理人の設置 2. 支店の開設	1996年政令206号「外国商事会社の代理人、支店に関する規則」ほか
会社設立を伴わない契約に基づく経済活動	国際経済提携契約（ホテル経営、生産委託、建設、専門サービスの提供など）	2014年法律第118号「外国投資法」ほか
直接投資	1. 全額外国資本会社 2. 合併会社	2014年法律第118号「外国投資法」ほか
マリエル開発特区における直接投資	1. 特区の開発事業者 2. 特区の利用者	2013年政令第313号「マリエル開発特区の設置」ほか
旅行代理店	1. 代理店契約の締結 2. 支店の開設	1998年観光省・外国貿易省共同決議1号ほか

（注）公共保健、教育、軍事、国防、国家の安全、国民の財産、環境保全を脅かす分野への投資は認められない。

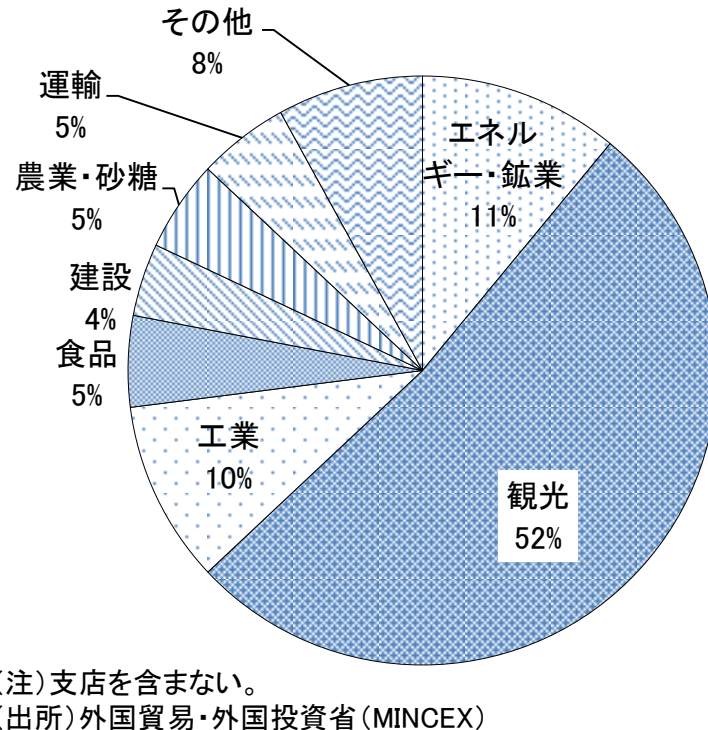
## VII- ビジネス機会：様々な事業形態

- 外国企業の事業形態の大部分はキューバ政府との合併。
- 外国企業の参画が多いホテルは国際経済提携契約。
- 全額外国資本会社は、マリエル開発特区に投資する企業の場合は承認されるケースが出てきた。

外国企業の事業形態別構成比(2014年)



外国企業の事業分野別構成比(2014年)





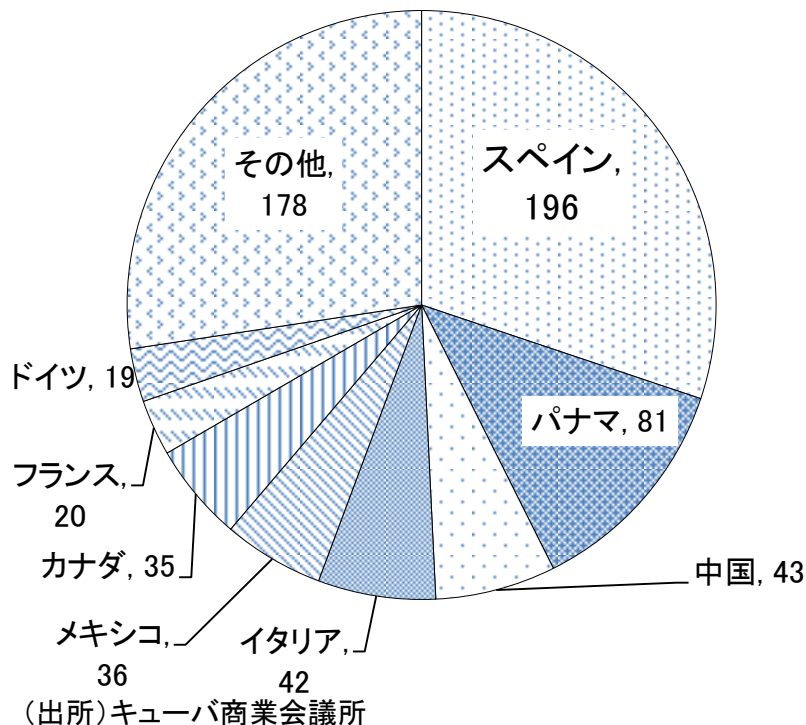
## VII- ビジネス機会：様々な事業形態～支店 (Sucursal) ～

- 日本企業のキューバへの進出形態は支店が主流。
- 支店は直接輸出入はできない。輸出入は政府、国営企業が行う。

### 【支店の開設条件】

- 1) 会社(本社)設立後、5年間が経過していること
- 2) 本社の払込資本金が5万ドル以上
- 3) 直近3年間のキューバとの(直接)取引実績が年間50万ドル以上

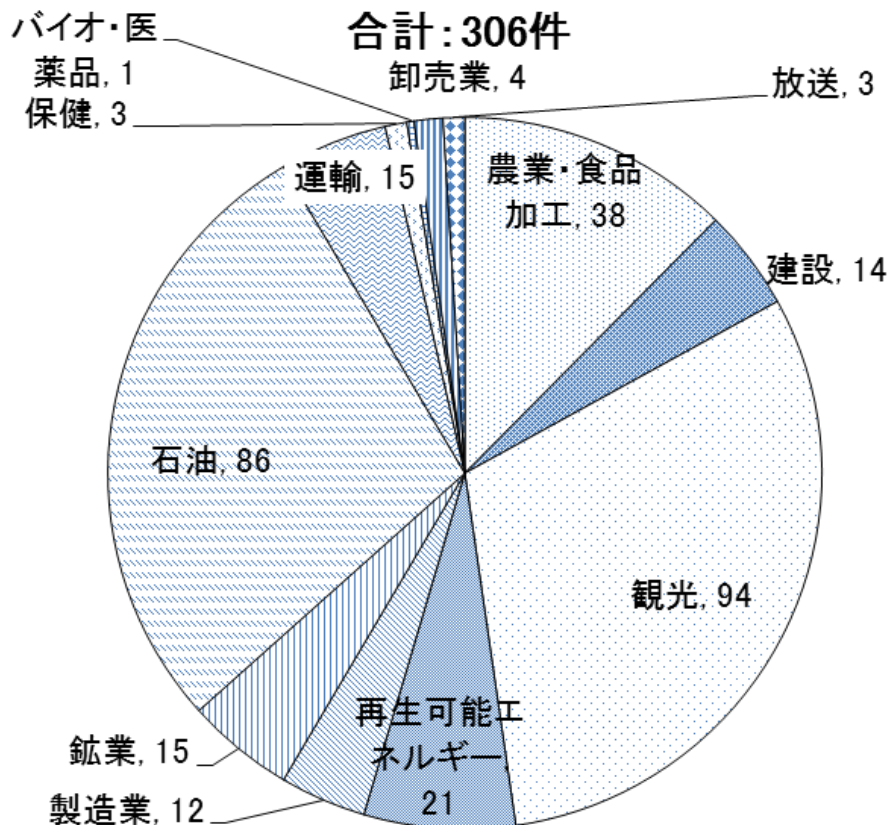
国籍別支店数(2016年7月・650社)



## VII- ビジネス機会：有望投資案件

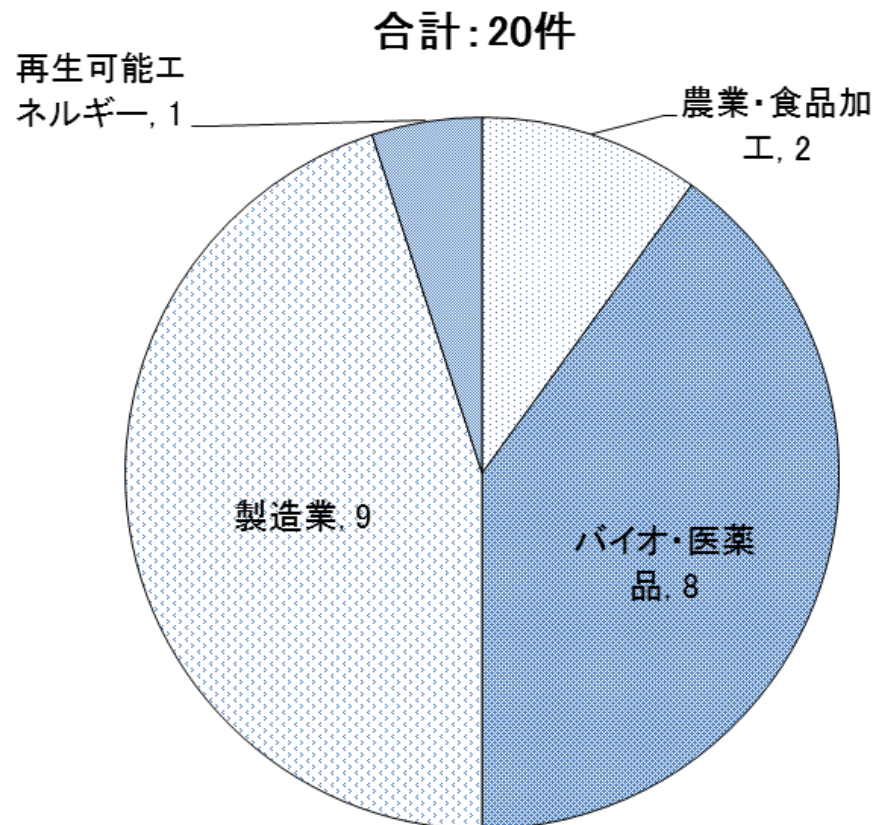
- 新外国投資法に基づき、投資有望案件リストを毎年公表。
- 有望投資案件は326件。そのうち、20件はマリエル開発特区案件。

外国投資法分野別投資案件数(2015年)



(出所) 外国貿易・外国投資省 (MINCEX)

マリエル特区分野別投資案件数(2015年)



(出所) 外国貿易・外国投資省 (MINCEX)

# VII- ビジネス機会：有望投資案件の例

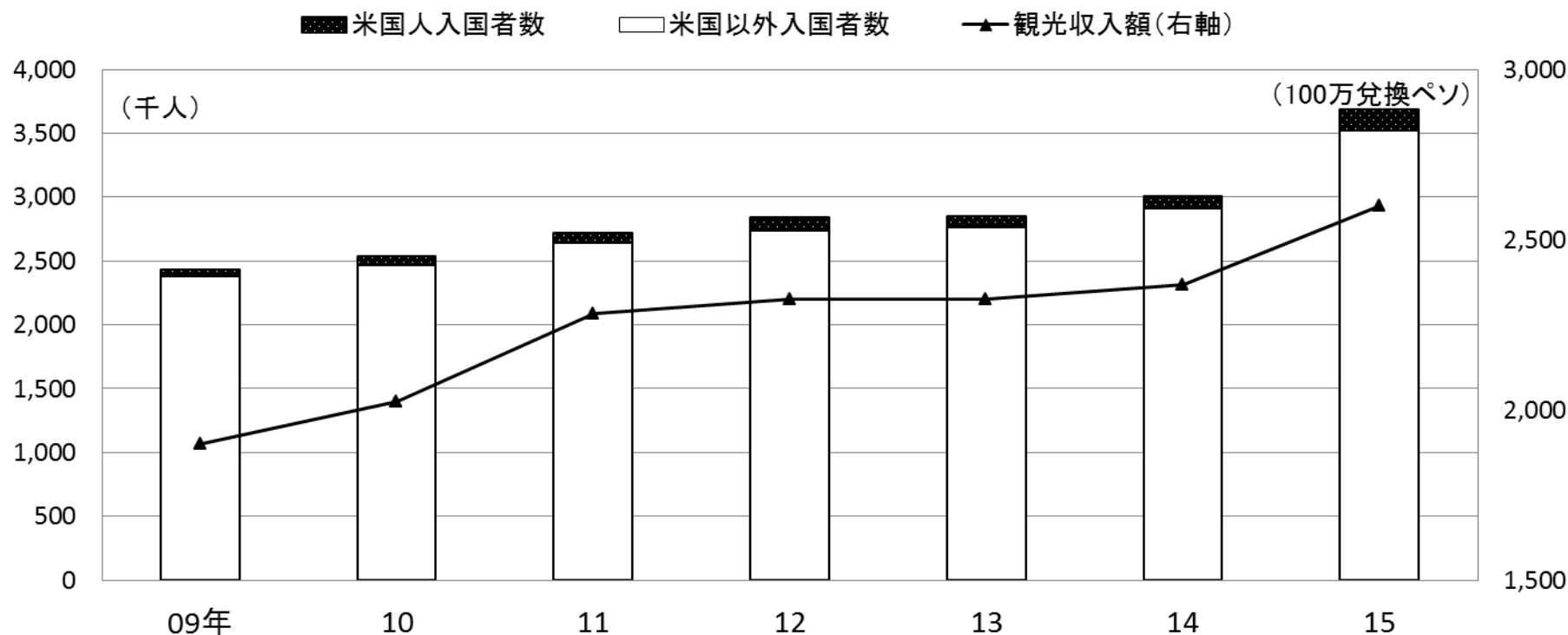
## マリエル開発特区における主な投資機会案件(2015年)

分野	業種	投資額 (100万US\$)	投資形態	キューバ側パートナー
工業分野	自動車用タイヤ生産	223	合併	Grupo Empresarial de la Industria Quimica
	飲料用アルミ缶生産	40	合併	Grupo Empresarial de la Industria Sideromecanica
	空調設備の生産	15	合併	Grupo Empresarial de la Industria Sideromecanica
	小型乗用車の生産	交渉による	合併	Grupo Empresarial de la Industria Sideromecanica
	飲料用ビンの生産	70	合併	Grupo Empresarial de la Industria Quimica
	医療用消耗品の生産	5	合併	Empresa Industria Electrónica de Grupo de la Electrónica
バイオ・医薬品	モノクローマ抗体医薬品の生産	90	国際経済提携	CIMAB S.A.
	がん治療バイオ医薬品の生産	70	国際経済提携	CIMAB S.A.
	医薬品・ワクチン(サルモネラ、コレラ等)	未定	国際経済提携	Laboratorio DALMER S.A.
	経口医薬品	40	国際経済提携	Laboratorio DALMER S.A.
	緊急医療サービス事業	未定	国際経済提携	Biocubafama
農業・食品加工	大豆油および飼料用大豆粉	149	合併	Cooperación Alimentaria S.A(CORALSA)
	ベーキングパウダーの生産	14.5	合併	Corporación Cuba Ron S.A.
再生エネ	太陽光発電(据付及びオペレーション)	1.5-2/MW	外資100%	Union Eléctrica(UNE)

## VII- ビジネス機会：投資の受け皿として期待される観光業

- 当面のキューバ経済を支えるのは観光産業。
- 米国人の観光目的の渡航が解禁されればさらに観光客が増加。
- 2015年の米国人入国者数は、前年比76.7%増の161,233人。

入国者数と観光収入額の推移



(出所) 国家統計局

## VII- ビジネス機会：投資の受け皿として期待される観光業

➤ 増え続ける観光客に対して宿泊施設が不足していると言われている。

宿泊施設数・部屋数・ベッド数の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
<b>宿泊施設</b>	<b>548</b>	<b>565</b>	<b>562</b>	<b>473</b>	<b>431</b>	<b>430</b>
ホテル	371	380	378	303	305	295
アパートホテル	7	7	7	7	7	7
モーテル	54	54	54	48	33	35
コテージ	60	60	60	60	58	44
ホステル	11	11	11	12	12	12
その他	45	53	52	43	16	37
<b>部屋数</b>	<b>60,606</b>	<b>65,031</b>	<b>65,878</b>	<b>64,627</b>	<b>63,719</b>	<b>63,299</b>
ホテル	51,734	55,872	56,641	53,248	53,623	53,451
アパートホテル	1,759	1,759	1,622	1,622	1,666	1,666
モーテル	560	560	560	448	519	441
コテージ	1,200	915	825	699	2,119	2,844
ホステル	130	136	136	121	144	138
その他	5,223	5,789	6,094	8,489	5,648	4,759
<b>ベッド数</b>	<b>116,077</b>	<b>117,708</b>	<b>118,190</b>	<b>117,822</b>	<b>127,438</b>	<b>127,919</b>
ホテル	97,336	98,468	98,794	101,720	107,246	105,630
アパートホテル	3,518	3,518	3,244	3,244	3,332	3,332
モーテル	902	908	908	892	1,038	1,266
コテージ	2,401	1,830	1,650	1,399	4,238	5,689
ホステル	264	272	278	262	288	276
その他	11,656	12,712	13,316	10,305	11,296	11,726

(出所) 国家統計局

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。  
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160055>

本資料に関する問い合わせ先:  
日本貿易振興機構(JETRO)  
海外調査部米州課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel:03-3582-4690

[http://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/](http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/)